

# 田子町子ども・ 子育て支援計画



子どもは宝 みんなで育てる  
たっこの未来

平成27年3月

田子町

# はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが時代の要請、社会の役割となっています。

こうした中、本町では、平成17年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「田子町次世代育成支援地域行動計画」を策定するとともに、平成22年には「田子町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、地域全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけでなく、「地域の宝」である次代を担う子ども・若者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたくなるまちづくりを推進してきました。

このたび、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」にもとづく、子ども・子育て支援のニーズを反映した平成27年度から5年を1期とする「田子町子ども・子育て支援計画」を策定しました。

これを機に、この計画にうたっている「子どもは宝 みんなで育てる たっこの未来」の基本理念の実現に向けて施策を推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、田子町保健医療福祉推進協議会子ども・子ども子育て支援専門部会等の委員の皆様はじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」などにご協力いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

田子町長 山本晴美

## 子ども子育て支援計画策定のご挨拶

古くより、子どもは宝と言われておりますが、残念ながら、子どもの数は年々減少の一途をたどっております。近年、都市部を除く地方では、人口減少、少子高齢化、婚姻率の低下等が進んでおり、同統計数値では、年々悪化の一途を進んでおります。わが田子町も例外ではありません。このような中、国では、子ども子育て支援新制度がスタートいたします。

そういった現状を踏まえ、田子町保健医療福祉推進協議会子ども・子育て専門部会では、田子町の子ども子育てを取り巻く環境に、何か問題や課題はないか、「田子町子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」の結果を直視し、意見をまとめて参りました。同ニーズ調査では、特に、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「幼稚園や保育園にかかる費用を軽減してほしい」などの充実が挙げられておりました。

一方で、子育てをする上で近所や地域に望むことでは、「子どもが危険な目にあいそうな時は助けや保護をしてほしい」、「子どもが良くないことをしているのを見たら注意してほしい」など、近所や地域の関わり、「助け合い」など、望んでいる傾向が見られました。

私たち、田子町保健医療福祉推進協議会子ども・子育て専門部会では、すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、基本理念を【 **こどもは宝 みんなで育てる たっこの未来** 】としました。

これにより、町民一人ひとりが、基本理念の実現に向けて、行動することで、子ども・子育ての環境が改善することを願っております。

最後に、みなさまのますますのご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、あいさついたします。

平成27年3月

田子町保健医療福祉推進協議会  
会長 川村 武司

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと期間	2
3	計画の策定体制	2
<b>第2章</b>	<b>子ども・子育てを取り巻く現状・課題</b>	
1	田子町の子ども人口の現状等	4
2	教育・保育施設の利用の状況	11
3	田子町子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果	12
4	子ども・子育てを取り巻く課題	16
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	
1	基本理念	18
2	基本的な視点	19
3	基本目標	20
<b>第4章</b>	<b>次世代育成支援行動計画</b>	
1	次世代育成支援行動計画の考え方	21
2	施策目標	21
3	次世代育成支援行動計画の体系	23
4	次世代育成支援行動計画における事業	25
5	田子町子育て支援策等	48
<b>第5章</b>	<b>子ども・子育て支援事業計画</b>	
1	子ども・子育て支援事業計画の考え方	49
2	「量の見込み」の推計と確保方策	49
3	教育・保育提供区域の設定	51
4	幼児期の学校教育・保育の量の見込と提供体制の確保の内容及びその時期	52
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容とその実施時期	55
<b>第6章</b>	<b>計画の着実な推進に向けて</b>	
1	計画進捗状況の把握	61
2	地域・関係団体・関係機関との連携と協働	61

## 資料編

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子供の数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。

また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれます。

子どもは社会の希望、未来を作る大きな力であり、安心して子どもを生み、育てることができる社会、子ども自身が自己肯定感をもつとともに、幼児期からの人権教育による「いのちの大切さ」などを身につけ、自ら育つ力を大切にできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

田子町においては、平成17年度から、「田子町次世代育成支援行動計画」をもとに、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことをめざして、取り組みを進めてきました。

しかしながら、依然として現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づき、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、をめざすとされています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

そこで、田子町では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、「田子町次世代育成支援行動計画」を踏襲するとともに、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とした、「子ども・子育て支援事業計画」とあわせた「田子町子ども・子育て支援計画」（以下、本計画という）を策定します。

また、平成27年度以降に関係機関・団体等で実施する子育て支援関係の新規事業についても、本計画に取り込んでいくこととします。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、田子町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、田子町総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されています。田子町においては、保育ニーズに対応したより実効的な事業計画とするため、田子町次世代育成支援行動計画〈後期〉を踏まえつつ、引き続き、田子町子ども・子育て支援事業計画で推進していく事業と、各分野別の個別計画で推進していく事業を分類した上で、本町における子ども・子育て支援事業を総合的に推進してまいります。

### (2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
田子町総合計画（前期計画）														
				見直し		田子町総合計画（後期計画）								
田子町次世代育成支援行動計画〈前期〉									新規	田子町子ども・子育て支援事業計画				
														見直し
					田子町次世代育成支援行動計画〈後期〉					→ 踏襲 →				

## 3 計画の策定体制

### (1) ニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、就学前児童及び小学生の保護者に対して生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、「田子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を平成25年度に実施しました。

## (2)「田子町保健医療福祉推進協議会」での審議

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策及び子育て家庭の実情を踏まえた計画、さらには、地域福祉計画等他の計画との整合性を図るため、町民、事業主、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「田子町保健医療福祉推進協議会」において、計画の内容について審議しました。

また、協議会の下部組織として子ども・子育て支援専門部会を設置し、新制度における施設、事業の認可基準や給付にかかる確認基準や、地域子ども・子育て支援事業の実施について、具体的な検討を行い、計画策定に関する意見、提言をいただきました。



《基本理念のスローガンを協議中》

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状・課題

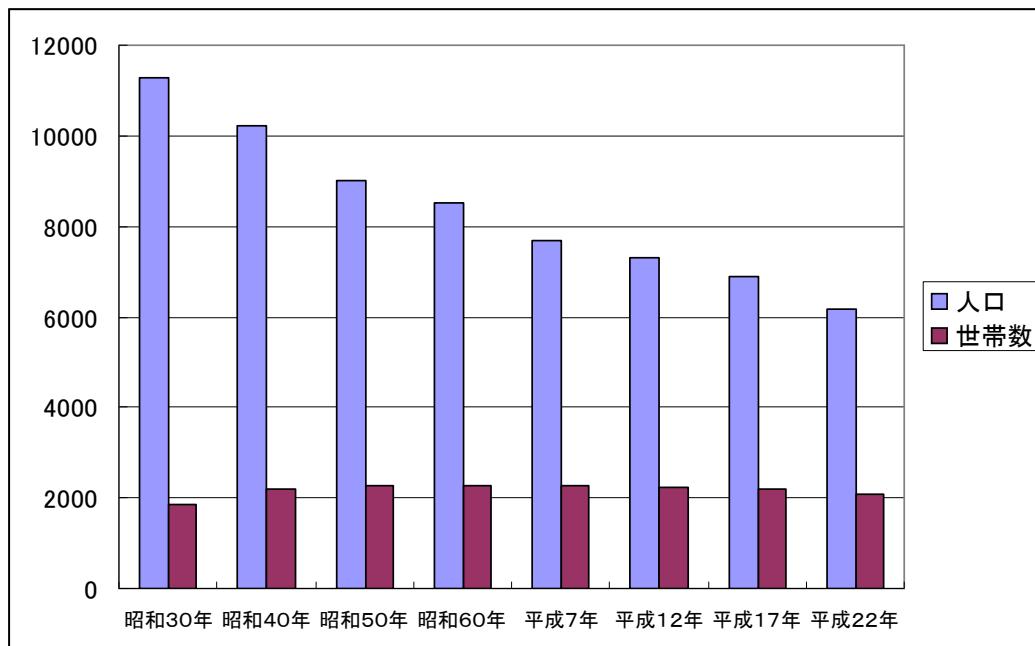
### 1 田子町の子ども人口の現状等

#### (1) 人口及び世帯数の推移

人口は、平成22年10月1日現在6,175人となっており、減少傾向という状況です。

世帯数は、平成22年10月1日現在2,097世帯となっており、昭和50年までの増加傾向から、以降は減少の傾向となっています。

図表1 人口及び世帯数の推移（単位：人、世帯）



	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	11,273	10,231	8,998	8,508	7,681	7,288	6,883	6,175
世帯数	1,850	2,183	2,286	2,278	2,265	2,250	2,214	2,097

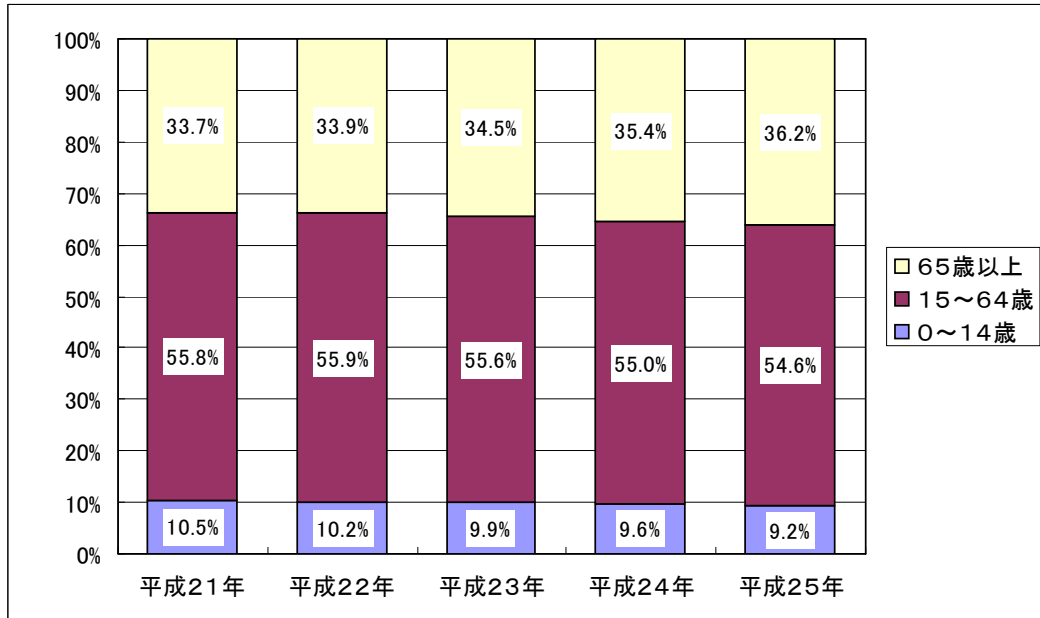
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



## (2) 年齢3区分別人口の推移

人口を年齢3区分別に見ると、平成25年3月31日現在、年少人口（0～14歳）は571人（9.2%）となっており、平成21年と比べると138人の減少となっています。

図表2 年齢3区分別人口の推移（単位：人、%）



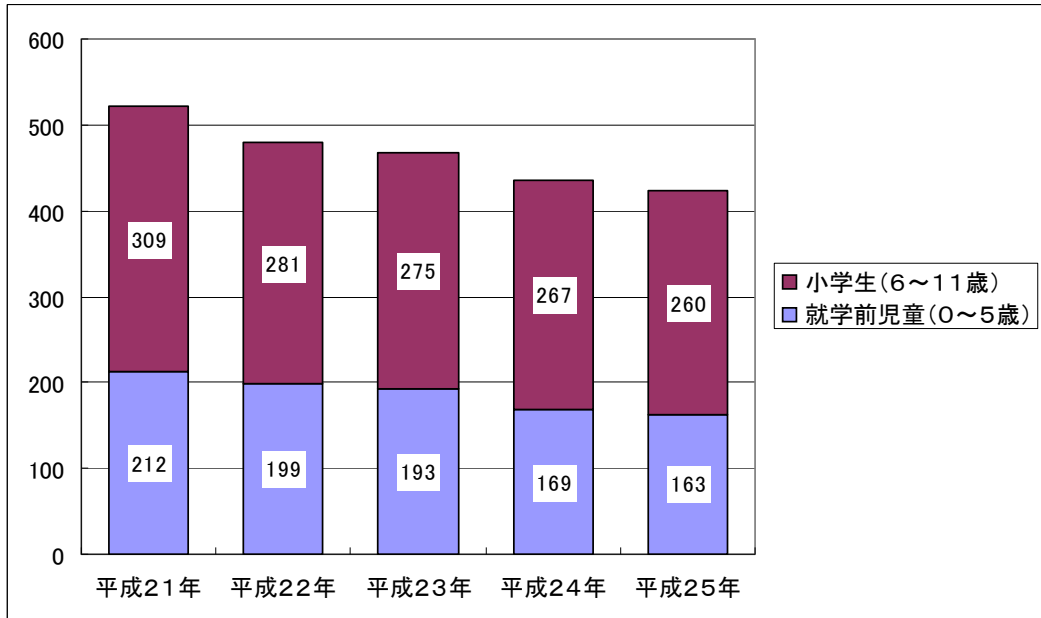
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～14歳	709	673	638	607	571
	10.5%	10.2%	9.9%	9.6%	9.2%
15～64歳	3,766	3,766	3,766	3,766	3,766
	55.8%	55.9%	55.6%	55.0%	54.6%
65歳以上	2,272	2,244	2,229	2,250	2,258
	33.7%	33.9%	34.5%	35.4%	36.2%
総人口	6,747	6,618	6,461	6,350	6,226

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

### (3) 児童数の推移

児童数（0～11歳）は、平成25年3月31日現在423人となっており、平成21年と比べると98人減少しており、就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）ともに減少となっています。

図表3 0～11歳人口の推移（単位：人）



（単位：人）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21→25 の差
就学前 児童	0歳	24	28	25	23	22	-2
	1歳	32	24	29	28	23	-9
	2歳	35	32	26	30	31	-4
	3歳	48	33	32	23	28	-20
	4歳	35	46	35	33	26	-9
	5歳	38	36	46	32	33	-5
	小計	212	199	193	169	163	-49
小学生	6歳	46	37	39	46	33	-13
	7歳	48	47	36	41	50	2
	8歳	46	49	47	37	41	-5
	9歳	57	47	49	49	39	-18
	10歳	43	58	45	49	48	5
	11歳	69	43	59	45	49	-20
	小計	309	281	275	267	260	-49
合計	521	480	468	436	423	-98	

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

#### (4) 世帯構成

一般世帯数は、平成22年が2,088世帯と減少傾向にあります。

これを世帯構成別に見ると、4区分のうち「核家族」、「その他の親族世帯」が減少する一方、「非親族世帯」、「単独世帯」は増加しています。

また、核家族世帯については、「夫婦と子供から成る世帯」が減少する一方、「男親と子供から成る世帯」と「女親と子供から成る世帯」のひとり親世帯が増加しています。

18歳未満のいる世帯に限定すると、一般世帯数475世帯のうち「その他の親族世帯」が62.5%、核家族世帯数が36.6%となっています。

図表4 世帯構成の状況(単位：世帯、%)

	全 体			18歳未満の いる世帯
	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年
一般世帯数	2,250	2,214	2,088	475
核家族世帯数	1,015	1,000	959	174
	45.1%	45.2%	45.9%	36.6%
夫婦のみの世帯	406	407	385	—
	18.0%	18.4%	18.4%	—
夫婦と子供から成る世帯	412	366	336	131
	18.3%	16.5%	16.1%	27.6%
男親と子供から成る世帯	28	30	33	3
	1.2%	1.4%	1.6%	0.6%
女親と子供から成る世帯	169	197	202	40
	7.5%	8.9%	9.7%	8.4%
その他の親族世帯	819	761	659	297
	36.4%	34.4%	31.6%	62.5%
非親族世帯	6	4	9	—
	0.3%	0.2%	0.4%	—
単独世帯	410	449	464	4
	18.2%	20.3%	22.2%	0.8%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

#### (5) 子どものいる世帯

子どもがいる世帯の推移を見ると、平成22年の6歳未満親族のいる一般世帯数が151世帯、18歳未満親族のいる一般世帯数が475世帯となっており、いずれも減少傾向となっています。

図表5 子どものいる世帯の状況(単位：世帯、%)

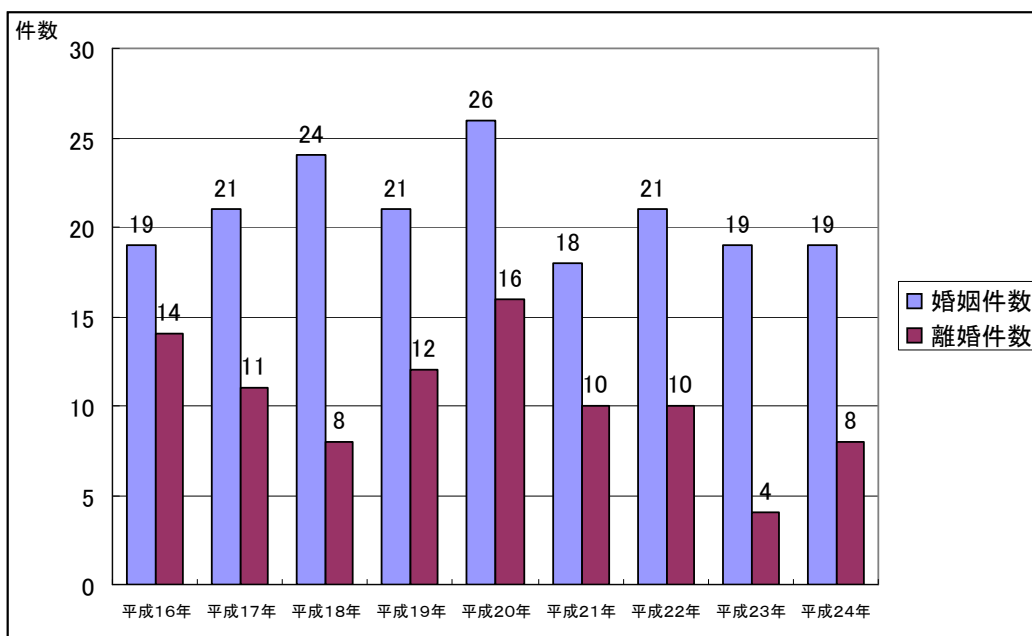
区 分	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	2,250	2,214	2,088
6歳未満親族のいる一般世帯数	243	203	151
	10.8%	9.2%	7.2%
18歳未満親族のいる一般世帯数	696	588	475
	30.9%	26.6%	22.7%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (6) 婚姻動向

近年の婚姻件数は20件前後で、離婚件数は10件以内でそれぞれ推移しています。

図表6 婚姻動向（単位：件）



	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
婚姻件数	19	21	24	21	26	18	21	19	19
婚姻率(人口千人当)	2.7	3.1	3.5	3.2	4.0	2.9	3.4	3.1	3.2
離婚件数	14	11	8	12	16	10	10	4	8
離婚率(人口千人当)	2.0	1.6	1.2	1.8	2.5	1.6	1.6	0.7	1.4

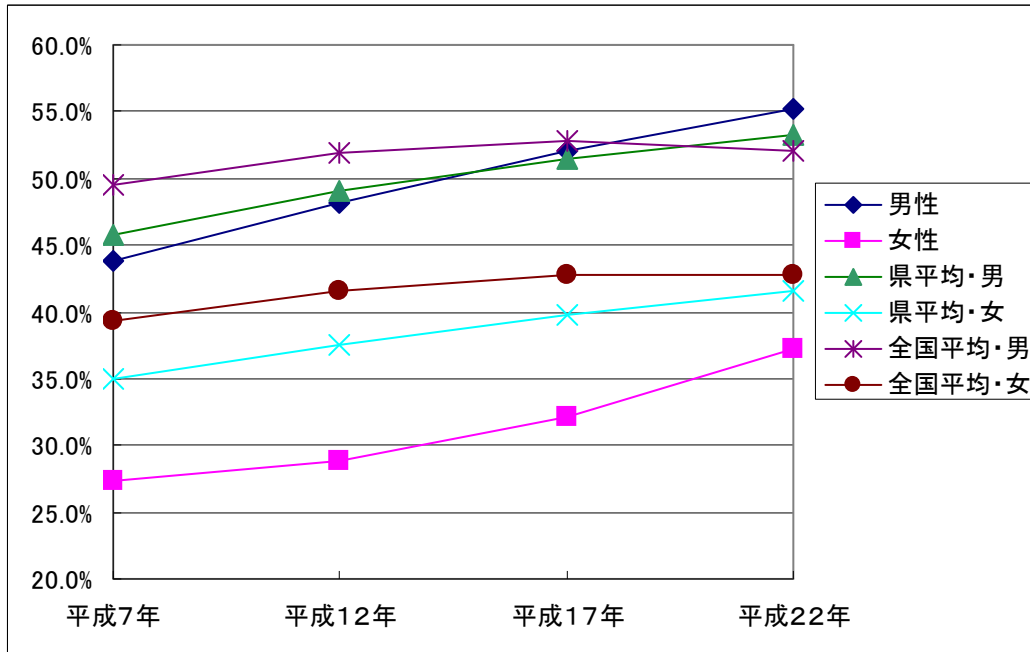
資料：人口動態統計

## (7) 未婚率

15～49歳の未婚率は、平成22年で男性55.2%、女性37.3%となっています。

平成7年と平成22年の未婚率を年齢階級別で比較すると、男性、女性ともすべての階級での上昇が見られます。また、男性の22年を見ますと、ほとんどの階級で県平均及び全国平均を上回っています。女性については、ほとんどの階級で県平均及び全国平均を下回っています。

図表7 本町の15～49歳男女別未婚率（単位：％）



	本 町				県平均		全国平均	
	男 性		女 性		男性	女性	男性	女性
	平成7年	平成22年	平成7年	平成22年	平成22年		平成22年	
15～19歳	100%	98.2%	99.5%	99.2%	99.6%	99.4%	99.1%	98.9%
20～24	87.0%	96.3%	75.2%	81.6%	92.4%	86.3%	91.4%	87.9%
25～29	64.3%	71.3%	43.1%	45.9%	69.1%	56.1%	69.2%	58.9%
30～34	45.6%	58.7%	13.2%	31.7%	47.5%	33.5%	46.0%	33.9%
35～39	23.6%	35.0%	4.5%	16.0%	36.2%	22.5%	34.8%	22.7%
40～44	17.2%	33.6%	0.4%	16.0%	29.3%	16.6%	28.0%	17.1%
45～49	12.4%	31.4%	1.4%	8.1%	23.7%	11.4%	22.0%	12.4%
合 計	43.8%	55.2%	27.3%	37.3%	53.2%	41.6%	52.0%	42.7%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (8) 人口動態

自然動態は、出生数が年々減少傾向にあり、自然増減は死亡者数により左右されています。社会動態については、転入と転出の差が年々小さくなっています。

図表8 人口動態（単位：人）

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
自然 動態	出 生	34	27	30	27	25	24
	死 亡	110	95	105	120	94	117
	自然増減	-76	-68	-75	-93	-69	-93
社会 動態	転 入	90	107	110	95	107	121
	転 出	197	172	170	162	150	151
	社会増減	-107	-65	-60	-67	-43	-30

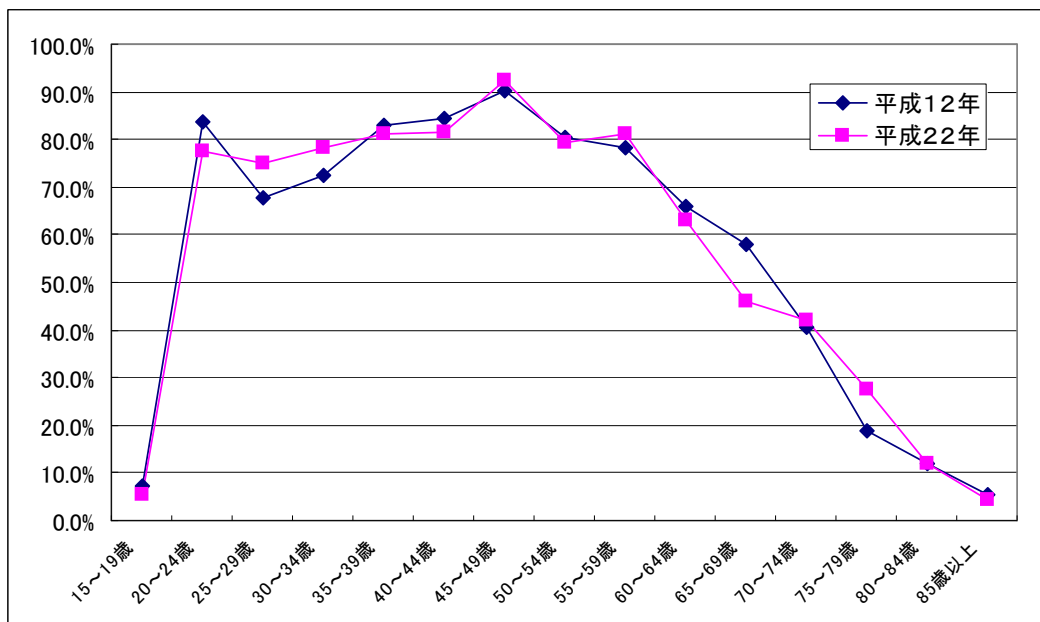
資料：住民基本台帳年報

## (9) 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

平成22年は、平成12年と比べてM字の谷の部分の部分が浅くなっており、既婚女性の労働力率の上昇が見られるとともに、平成12年における20歳代後半から30歳代後半にかけての低下と比べて、平成22年では若干緩やかな低下となっているなど、晩婚化の影響もうかがえます。

図表9 女性の労働力率（単位：％）



資料：国勢調査

## 2 教育・保育施設の利用の状況

### ① 田子町の教育・保育施設在籍者数と在宅児数

教育・保育施設在籍者数と在宅児数は減少しています。平成25年度と平成21年度比較すると、合計で64人が減少し割合にすると27.2%の減、在籍者数が26人減少し16%の減、在宅児数が38人減少し52.8%の減となっています。在宅児数の減少幅が大きくなっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
教育・保育施設在籍者数	163	156	157	150	137
在宅児数	72	56	42	43	34
合計	235	212	199	193	171

資料：庁内資料

### ② 田子町の各歳児別幼稚園・保育園在籍者数の推移

保育園の3歳児未満児の在籍者数は増加傾向にあり、3歳児以上の幼稚園・保育園の在籍者数は減少傾向となっています。

歳児	施設	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児						
	保育園	3	3	9	8	7
1歳児						
	保育園	17	17	17	18	21
2歳児						
	保育園	24	25	22	18	23
3歳児	幼稚園	9	10	7	4	4
	保育園	26	30	24	26	18
4歳児	幼稚園	6	9	9	10	4
	保育園	31	25	34	23	28
5歳児	幼稚園	14	8	9	9	10
	保育園	33	29	26	34	22
合計	幼稚園	29	27	25	23	18
	保育園	134	129	132	127	119

資料：庁内資料

### 3 田子町子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果

#### (1) 調査の目的

新制度施行に必要なシステムの開発・改修・電子システム導入に際して必要となる基礎データの把握及び住民の教育・保育等に関する利用意向等のニーズ状況把握に資する調査を目的として実施したものです。

また、本町では国の制度改正にあわせて「田子町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することも合わせて実施します。

#### (2) 調査対象

- ① 就学前の子どもの保護者：192名
- ② 小学1年生から6年生までの子どもの保護者：139名

#### (3) 調査期間・方法

- ・平成25年12月5日（木）～12月16日（月）
- ・郵送による配付・回収及び保育園・幼稚園を通じた配付・回収

#### (4) 回収状況

対 象	配付数	有効回収数	回収率
就学前の子どもの保護者	192通	142通	74.0%
小1～小6までの子どもの保護者	139通	125通	89.9%

#### (5) 調査報告概要

##### ■就学前児童調査報告

###### □お子さんご家族の状況

- ・回答者の85%が母親。
- ・子育てを主にしている人は、57%が父母両方、39%が主に母親がしている。

###### □保護者の就労状況について

- ・父親の90%がフルタイムで就労し、母親は54%がフルタイム、18%がパート・アルバイト。
- ・パート・アルバイト就労している母親のうち、59%が今後も続けたいと考えている。
- ・就労していない母親のうち、26%が「一番下の子どもが成長したら就労したい」「すぐにも、1年以内で就労したい」と考えている。そのうち、42%の母親が一番下の子どもが2歳になったら就労したいと考えている。
- ・現在就労していない母親が今後希望する就労形態は、42.9%がパート・アルバイトだった。

###### □平日の定期的な教育・保育事業について



- 幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業の利用は、「利用している」は84%だった。利用している施設は保育園が82%、幼稚園が13%で、利用者64%が週6日利用している。
- 利用している教育・保育事業の場所としては、49%が「住んでいる地区」、44%が「田子町内」であり、通園時間・距離については、48%がまったく負担に感じていない。
- 定期的に利用したい事業は、保育園が76%、幼稚園が19%で、利用したい場所は、「住んでいる地区」が54%と最も多かった。

#### □地域の子育て支援事業について

- 地域子育て支援事業では、90%の人が利用していない。「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」人が52%だった。また「利用していないが、今後利用したい」人は、39%だった。

#### □土曜・休日の教育・保育事業の利用希望について

- 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用は、「ほぼ毎週利用したい」が60%、「月に1~2回は利用したい」が15%だった。
- 休日の定期的な利用に関しては、「利用する必要がない」が51%、「月に1~2回は利用したい」が35%だった。
- 休日にたまに利用したい（月1~2回）理由としては、「月に数回仕事が入るため」が60%、「平日にすませられない用事をまとめて済ませるため」が37%、「休養のため」が17%だった。
- 幼稚園を利用している人のうち、夏休みや冬休みなどの長期休暇中に「利用する必要はない」が43%、「週に数日利用したい」が31%だった。週に数日利用したい理由は、「週に数回仕事が入る」「買い物 等の用事」「休養」が60%、「親族等の介護・手伝い」が40%だった。

#### □病気やケガの際の対応について

- 定期的に教育・保育事業を利用している人のうち、65%の人が病気やケガで利用できなかったことがあった。その場合の対処方法としては、「母親が休んだ」が82%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が46%だった。
- 病児・病後児保育施設の利用に関しては、「利用したいと思わない」54%、「利用したい」が45%だった。利用したい人の希望日数は、「5日以上」が51%だった。

#### □不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

- 現在、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業は、94%の人が「利用していない」と回答している。理由としては、「特に利用する必要がない」が67%、「利用したい事業が 地域にない」が22%だった。
- 今後、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等を36%の人が利用したいと回答している。理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、通院等」「私用、リフレッシュ」が多くなっている。
- この1年間に子どもを泊りがけで家族以外の人に預けた機会は、81%の人が「なかった」と多数を占めている。「あった」と答えた人は15%だった。預けた人の対処方法としては「親族・知人にみてもらった」が77%だった。

#### □小学校就学後の放課後の過ごし方

- 低学年の放課後の過ごさせたい場所としては、「放課後児童クラブ（学童保育）」が32%、「自宅」23%、「習い事」14%だった。
- 低学年のうち学童保育を希望する人は、「6日」の利用希望が半数以上で、「17時01分~18時」まで過ごさせたいと思う人が66%と多数を占めている。
- 高学年の放課後の過ごさせたい場所としては、「スポ少」が27%、「習い事」が23%、「学童保育」は21%だった。低学年では、「スポ少」は1%であったが、高学年になると最も多

くなっている。

- ・高学年のうち学童保育を希望する人は、「5日」「6日」の利用希望がともに41%で、「17時01分～18時」まで過ごさせたいと思う人が66%と多数を占めている。

#### □家庭の子育てと子育て環境

- ・子育てに「どちらかという、喜びや楽しみが大きい」が54%、「喜びや楽しみが大きい」が30%を占め、「どちらかという、不安や負担が大きい」が12%となっている。
- ・子育てに関する相談相手としては、「祖父母等の親族」が54%と半数を占めている。
- ・「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が47%、「緊急時・用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した人は33%だった。
- ・子育てに関して、経済的な負担が大きいと感じている人が約43%だった。
- ・子育て支援を充実させるための基本的な考え方として、「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」が48%、「親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援を充実する」が35%だった。
- ・育児休業については、父親は81%が取得していなかったが、母親は、「働いていなかった」「取得した」がそれぞれ36%となっている。
- ・子どもの遊び場や公園等が、安心して外出できる環境になっていると思うかという問いに、「どちらかというと思わない」が29%、「思わない」が25%だった。
- ・児童虐待と思われる場面を3%の人が「ある」と回答していて、そのうち100%の人が町や児童相談所等へ連絡していない。
- ・「いじめ」に関して、60%の人がお子さんと話したことがないと回答している。
- ・子育てをする上で近所や地域に望むことでは、「子どもが危険な目にあいそうなときは助けや保護をしてほしい」が81%、「子どもが良くないことをしているのを見たら注意してほしい」が67%だった。
- ・地域の子育て環境としては、「まあまあ子育てしやすいと思う」が33%だった。
- ・現状、田子町の子育て支援の取組で「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」が35%できていると最も評価されている。また「子育てを支える生活環境の整備」は33%ができていないと回答している。
- ・田子町の子育て支援に期待することでは、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が65%、「幼稚園や保育園にかかる費用を軽減してほしい」が55%だった。

#### ■小学生調査結果

##### □お子さんとご家族の状況について

- ・回答者の90%が母親であり、18%の人が配偶者がいない。
- ・子育てを主にしているのは、「父母両方」48%、「おもに母親」が46%。

##### □保護者の就労について

- ・父親はフルタイムが80%、母親は56%がフルタイム、32%がパート・アルバイトに就労している。
- ・パート・アルバイト就労の母親のうち、52%がパート・アルバイトを続けたいと考えている。また、フルタイムへの転換は40%が希望している。

##### □放課後の過ごし方について

- ・放課後の時間を過ごさせたい場所としては、「自宅」が53%で最も多く、「学童保育」が36%、「習い事」が30%となっている。
- ・学童保育と回答した人は、希望する利用日数「5日」が32%と最も多く、「17時01分～18時」まで過ごさせたいと考える人が67%であった。

#### □ご家庭での子育てと子育ての環境について

- 子育てに「どちらかというと、喜びや楽しみの方が大きい」と答えた人が56%、「喜びや楽しみが大きい」が28%、「どちらかというと、不安や負担の方が大きい」と感じている人は約14%となっている。
- 子育てに関する相談相手としては、「祖父母等の親族」が51%と半数を占めている。
- 「日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」と回答した人56%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が33%にのぼっている。
- 子育てに関しての悩みで、子育てにかかる経済的な負担が大きいと「どちらかというと思う」が22%、「大いに思う」が34%。子どもの勉強や進学のことに心配を「どちらかというと思う」が35%、「大いに思う」が14%となっている。
- 子育て支援を充実させるための基本的な考え方として、「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」が59%、「親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援を充実する」が28%だった。
- 子どもの遊び場や公園等が、安心して外出できる環境になっているかという問いに「どちらともいえない」「どちらかというと思わない」がともに30%だった。
- 児童虐待と思われる場面を見たり、聞いたりしたことがあると答えた人は4%だが、町や児童相談所等には通報していないが100%だった。
- 「いじめ」について、82%「お子さんと話し合うことがある」と答えた。またいじめと思われる場面を34%の人が「ある」と答えている。
- 子育てをする上で近所や地域に望むことでは、「子どもが良くないことをしているのを見たら注意してほしい」が37%、「子どもが危険な目にあいそうなときは助けや保護をしてほしい」が30%だった。
- 子どもと地域の大人が関わりを持つきっかけとして、「地域の子どもに関わる活動（子ども会など）を通して」が36%、「夏祭り、町内清掃など町内会行事を通して」が30%だった。
- 子どもが通う小学校の教育に満足を感じている人は約70%となっており、小学校に期待することは、「基礎学力の指導」が64%、「豊かな心を育てる教育」が44%、「表現力やコミュニケーション力を伸ばす教育」が41%だった。
- 「いじめ」が発生した時、最初に学校に求めたいことは、「被害児童・生徒の心のケア」が73%、「加害児童・生徒への指導」が60%となっている。
- 子どもが通う小学校の活動（PTA活動含む）に「できる範囲で参加したい」と考える人が66%となっている。
- 現状、田子町の子育て支援の取組で「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」が52%できていると最も評価されている。また「子育てを支える生活環境の整備」は44%ができていないと回答している。
- 町の子育て支援について充実すべきことは「安心して子供が医療機関を受信できる体制の整備」が70%と最も多かった。

## 4 子ども・子育てを取り巻く課題

### (1) 地域で子育てを支える

核家族化の進行に伴い、それぞれの家庭で代々培われてきた子育ての知恵や経験が子どもたちへ伝わりにくくなっています。また、仕事などで昼間、親が不在の家庭が増加するとともに、個人の生活を優先する傾向などを反映して、地域で対応してきた子育てなど生活の互助も失われがちです。このような状況の中、子育て中の親の不安の増大といった問題が生じています。

地域の絆を強くして子育て家庭の交流等を促進するとともに、行政だけでなく地域や事業者と連携して、社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりを進める必要があります。

### (2) 子育てと仕事が両立する社会を築く

女性の社会進出が進んでいく中で、子育てと仕事の両立は子育て家庭の大きな課題です。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など法制度は整備されましたが、男性は仕事、女性は家庭という固定的な性別役割分担意識が社会に残っており、子育て中の父母が働きやすい環境が実現したとは言い難い状況です。

こうした意識を高めるための広報、啓発・情報提供等を行っていく必要があります。

また、子育てと仕事が両立する社会を築くために、残業など労働時間の延長に対応できる延長保育サービスの充実や子どもが病気になったときの病児保育、病後保育など多様な保育サービスの検討が必要とされています。

### (3) 子どもの力をのばす

少子化及び核家族化等に伴い、子どもが集団で遊ぶ機会や、子どもの心のよりどころとなる居場所が少なくなっており、子どもたちの人間関係も希薄になっています。

人間関係を学ぶ機会を増やし、地域の中で子ども同士のつながりを強めるとともに、大人との交流の場を拡大することや、中高生を含む子どもの居場所が求められています。子どもが一人ひとりの能力に応じ、変化する社会の中でも主体的に生きていくことができるように、学力の向上や地域資源の活用等による「生きる力」を育てていく教育環境の整備が必要です。

### (4) 子どもと親の健康を確保する

健康の維持・増進は子どもが健やかに成長、発達し、社会生活を営んでいくために欠かせない条件です。

妊娠、出産から新生児にいたる高度で専門的な医療を総合的に提供する周産期医療については、町外の医療機関に依存しなければならない状況です。さらに、小児救急に対するニーズも高まっています。

近年、子どもの食を巡っては朝食の欠食やスナック類の間食が多いという状況が見られ、このような生活環境により、栄養の偏り、肥満傾向の増加など食に起因するさまざまな健康問題が起きています。乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣を定着させるとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが大切です。

## (5) 子どもの安全を確保する

子どもが健やかに成長するためには、子どもたちが暮らす地域社会が、子どもたちにとって安全・安心なまちでなくてはなりません。子どもを守り、子育ての不安感を取り除くために、防犯対策や交通安全対策が強く求められます。

## (6) 子育てしやすいまちづくりを進める

町が実施したアンケート調査において、今後の取り組みで重要な事項として、「地域における子育て支援」、「子ども等の安全の確保」、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」、「子育てを支える生活環境の整備」があげられています。また、町の子育て支援に期待する事項として、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」、「親子が安心して集まれる身近な場所の確保、イベントの機会」、「幼稚園や保育園にかかる費用の軽減」、「地域の保育サービスの充実」が求められています。

## (7) 必要な支援を受けられる社会を築く

町に寄せられた児童虐待に関する相談はない現状ですが、児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるため、虐待の予防、早期発見が重要です。また、虐待を引き起こす要因は、保護者の育児負担や経済的な不安、社会的な孤立など様々です。そのため、要保護児童対策地域協議会等関係機関のネットワークの強化に加え、予防のための子育て支援策を充実する必要があります。

また、ひとり親家庭は子育てと生計を一人で担い、就労面でも不利な状況に置かれ、経済的に弱い立場になりがちです。ひとり親家庭の支援については、特に経済的自立をめざした事業の充実が求められています。

さらに、障害児が、乳幼児から社会人となるまで、住み慣れた地域で自立し社会参加ができるように、一人ひとりのニーズに応じた支援が求められています。また、近年、発達障害に対する関心が高まっています。発達障害は、人口に占める割合が高いにもかかわらず、従来の施策では対応が十分とは言えません。家族を含め、社会全体における理解が不十分であり、発達障害者本人やその関係者は大きな不安を抱えています。

障害の早期発見や早期療養のほか、相談支援体制の構築や福祉・保健・子育て・教育などの関係機関のネットワーク化を図る必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員として掛け替えのない存在であり、また、これからの社会を担う力として大切な存在となります。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての町民に共通する願いでもあります。

子育ての出発点は家庭であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てることは親が担うべき重要な役割ですが、急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化により、家庭の機能の定義づけが困難になっている中で子育ての意識も変わり、子どもの育ちとともに親としての育ちにも様々な影響を及ぼしています。家庭と地域の人々や会社等の協力・参加等地域ぐるみの取り組みが求められています。

また、これから本格的に到来する人口減少社会に向けて子どもを生み育てたいという個人の夢や希望がかなうような社会を実現するためにも行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの取り組みを進めていきます。



**子どもは宝 みんなで育てる  
たっこの未来**

## 2 基本的な視点

### (1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、乳幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような取り組みを進めます。

### (2) 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通して、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、地域住民と行政は、親の抱える様々な子育ての不安や負担の解消に努め、親としての自覚と責任を高め、心ゆたかな愛情あふれる子育てが次代に継承されるように、子育てを応援します。また、親の役割の大切さや子育てについて学ぶ機会づくりを進めます。

### (3) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要であり、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

### (4) 子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障害、疾病、貧困、及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めます。



### 3 基本目標

#### (1) 地域における子育てへの支援

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。この役割を果たすことができるよう、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的サービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場を設けるなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境整備を推進します。

#### (2) 子どもにとって良質な教育・保育の提供

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と、「健やかな体」を育むことが必要です。

乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を保障するとともに、保育園・幼稚園・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう幼保・小連携を強化します。

#### (3) すべての子どもの育ちを支える環境の整備

障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通じた地域のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組めます。

#### (4) 仕事と子育ての両立の推進

核家族化による家族形態の変化や共働き家庭の増加等により、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要となっています。

働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。





## 第4章 次世代育成支援行動計画

### 1 次世代育成支援行動計画の考え方

ここでは、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもの健全な育成を図るため、地域における子育てしやすい環境の整備等に向け、平成22年に策定された「田子町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏襲することとし、田子町の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を継続するとともに、新規事業等も含めて展開していきます。

### 2 施策目標

#### (1) 保育園・幼稚園・学校等を中心とした子どもの健やかな成長の支援体制づくり

田子町における子ども達の多くは、就学前には「保育園」と「幼稚園」、就学時には地域の「学校」に通い、この地域で成長していきます。そのなかで、何かあったときや子育てについての困りごとがあるときに地域で支えあい、集まりやすい場（中心）となるのは、こうした「保育園」、「幼稚園」、「学校」です。

したがって「保育園」、「幼稚園」、「学校」を地域の子育ての中心に据え、地域住民や保健所等の関係機関等、様々な団体・機関ができるかぎり協力・連携することによって、田子町ならではの子どもの成長、子育てをサポートできる体制づくりをめざします。

#### (2) 子育てをするすべての家庭が、気軽な相談やサービスを利用できる仕組みづくり

田子町で子育て家庭がゆとりをもって子育てを行っていくためには、安心して子どもを産み、そして育ていくことができる環境であることが大切になります。

安心して出産に臨める体制、母子保健や保育サービス、子育て家庭同士の交流の場や子育てのなかで陥りやすい不安や悩みを気軽に相談、リフレッシュできる体制等、妊産婦時期から子どもの成長に応じて求められる子育て支援が受けやすい仕組みづくりをめざします。

#### (3) 子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり

近年では、女性の社会進出をはじめ少子化、核家族化、晩婚化等によって、「仕事と育児の両立」のように、子どもを育てながらも多様な生活を選択する子育て家庭の親達が増えていきます。

こうした生活様式（ライフスタイル）にあった子育て支援をめざすために、現行の社会制度を最大限に活用し、また家庭、地域といった身近な意識啓発を行いながら、よりよい環境づくりをめざします。

#### (4) 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進

次の世代へ田子町の地域性や環境を引き継いでいくためにも、田子町の将来を担う子ども達の成長は、家族だけが負うものではなく、地域全体が見守り、支えていく必要があります。

また、子育ての家庭の多くは、地域に対して目の届かないところでの子どもの行動を温かく、ときには注意の目で見守ることを望んでいます。そこで本計画では、家庭と地域が関わり合う機会をつくりながら、子育てを通じて自然に地域と家庭が協力し合い、次代の田子町を創りだすまちづくりを推進します。

#### (5) 安全・安心な子育て環境づくり

地域で子育てするためには、よりよい子育てサービスと同時に、安全・安心に子育てができる環境であることも重要となります。

そこで、誰もが安心してできる歩行環境、施設環境の整備や、公園や屋内施設等を整備、有効活用した親子や子ども同士で楽しく集える拠点づくり、さらには、子ども達の命を守るための防犯体制の確保や安全教育の充実にも力を入れ、地域で安全・安心して子育てができる環境づくりをめざします。



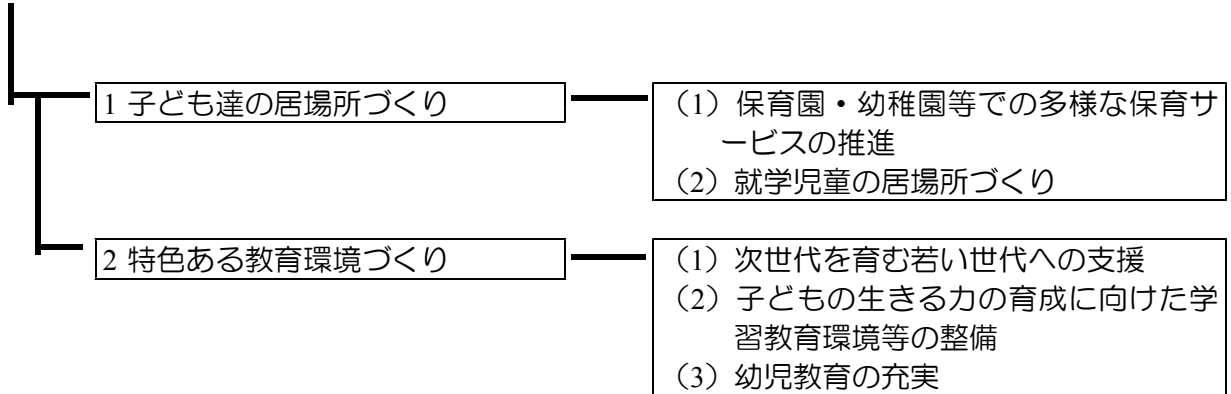
### 3 次世代育成支援行動計画の体系

#### 《施策の体系》

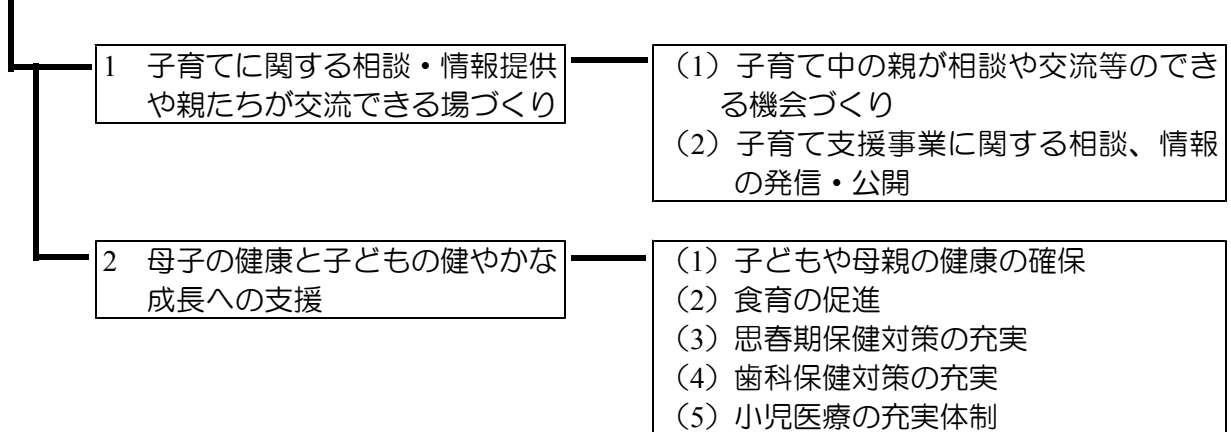
(施策の分類)

(具体的施策)

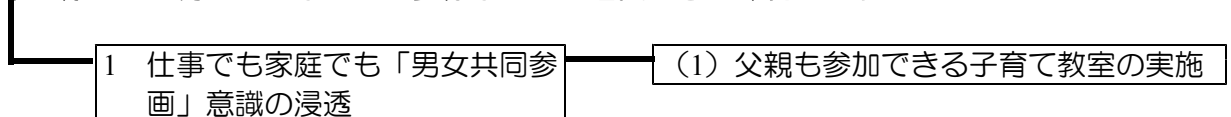
施策目標1 保育園・幼稚園・学校等を中心とした子どもの健やかな成長の支援体制づくり



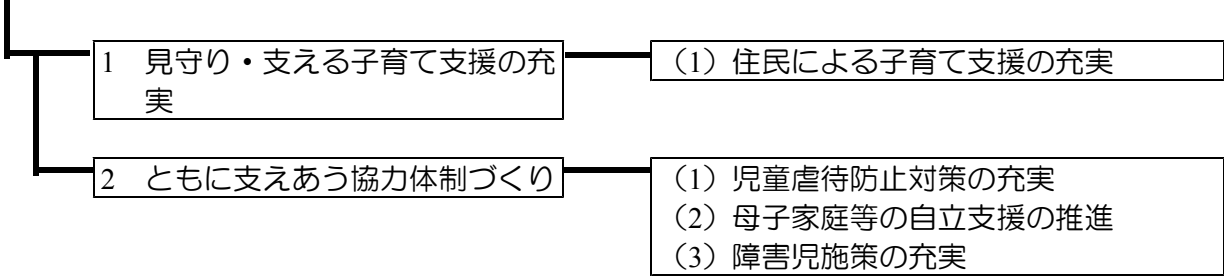
施策目標2 子育てをするすべての家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり



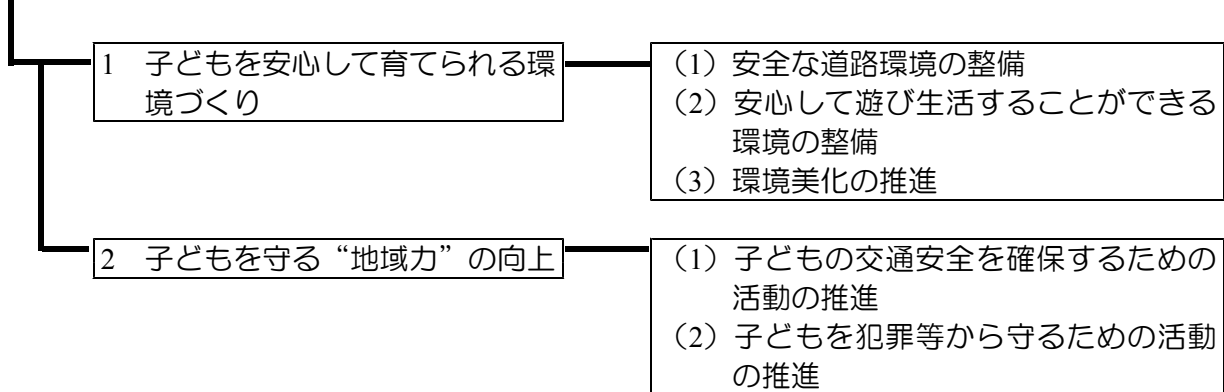
施策目標3 子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり



施策目標4 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進



施策目標5 安全・安心な子育て環境づくり



## 4 次世代育成支援行動計画における事業

施策目標 1：保育園・学校等を中心とした子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

### 1 子ども達の居場所づくり

近年の社会経済の不安定な状況、就業形態の多様化等により、子どもを育てる環境は大きく変化しています。

こうした状況に対応するためには、子どもを育てる親達の様々なニーズに対応した、保育サービス、就学児童の成長を支援する場を提供するとともに、地域で健やかに成長するための「子ども達の居場所」として、子どもにとっても、子どもを育てる親達にとっても安心できる子育ての場、利用しやすい環境を継続的に創出していく必要があります。

#### (1) 保育園・幼稚園での多様な保育サービスの推進

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応し、通常保育をはじめ、延長保育や一時預かり等、多様な保育サービスを安定して利用できるよう、提供量の確保に努めます。

また、保育園がすべての子育て家庭にとって地域の子育ての中心的役割を果たせるよう、様々な機会を活用し、就学前の子どもや子育てをする親達が地域で安心できる「居場所」づくりを支援します。

#### ○保育園・幼稚園での多様な保育サービスの推進

保育園に通わせたい親が、待機することなく通わせることができるよう、安定した供給に努めるとともに、子育てをする親が、安心して預けられるよう、保育の質の向上をめざします。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
保育園入園児童数の確保(通常保育)	就学前児童	保育園	定員確保に努める
幼稚園入園児童数の確保(通常保育)	満3歳児から就学前児童	幼稚園	

#### ○保育園地域活動事業

多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育園の有する専門的機能を地域住民のための活用に努めます。

このような地域活動を行うことによって、地域の子育てへの相互理解、子どもを見守る意識の向上を図ります。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
保育園地域活動事業	地域住民	保育園	自治会等との交流
地域カルチャー教室(かざり巻き・ブリザード・フワ等)	保護者、地域住民等		年2回実施

#### ○世代を超えた交流機会の創出

保育園および幼稚園において、行事等にあわせて近隣の介護保険施設を訪問し、3世代、4世代のふれあう機会づくりを行っています。今後もこうした世代間交流を継続し、地域の子ども達との相互理解を深め、子どもを見守る意識の向上に努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
世代交流保育	就学前児童	保育園 幼稚園	介護保険施設の訪問等実施
祖父母ふれあい参観日	就学前児童 祖父母		年1回実施
高齢者と幼児とのふれあいレクリエーション	老人クラブ 就学前児童	田子町社会福祉協 議会	

### ○多子世帯に対する保育料の優遇

保育園に入園している第3子以降3歳未満の児童や、幼稚園に入園している児童について保育料を減免することにより、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備することを目的として国・県の施策に準じて今後も継続して実施します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
保育料軽減事業	就学前児童	住民課・福祉G	第3子以降の3歳未満児の保育料の軽減
幼稚園就園奨励費補助事業	就学前児童	教育課・学務G	生保及び町民税非課税世帯の児童、2人以上就園の場合2人目以降の児童および小1から小3までの兄弟の就園児童の保育料の軽減

### ○保育料軽減事業

保育園および幼稚園に入園している子育て世代の負担軽減を目的に保育料を軽減し、子育て世代保護者の経済的負担を軽減するもので、今後も継続して実施します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
田子町保育料軽減事業（すこやか子育て軽減事業）	就学前児童	住民課・福祉G	平成22年度から実施 保育料の1/3軽減
田子町幼稚園保育料軽減事業	就学前児童	教育課・学務G	平成26年度から実施 保育料の1/3軽減

## (2) 就学児童の居場所づくり

保護者が労働等の理由により昼間家庭にいない就学児童（小学生）の健全な育成を図る学童保育（放課後健全育成事業）のほか、週末や長期休暇、学校の週5日制等に対応した子ども達の活動の場を設け、就学児童が健やかに成長し、地域で活動できる「居場所」の確保に努めます。

### ○学童保育の充実

核家族の進行、出生率の低下に伴い、就学児童で放課後帰宅しても、保護者の就労等の理由により家庭での保護が受けられない児童を対象に、健全な遊びを主体とした生活指導を行う学童保育事業を継続するとともに充実に努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
学童保育事業（放課後健全育成事業）	小学生 （1～6年生）	田子町社会福祉 協議会	すくすく館、上郷分館、田子分館にて日曜日、祝日、お盆、年末年始を除いて実施。

## 2 特色ある教育環境づくり

次世代を担う子ども達が地域でたくましく成長していくためには、地域や郷土のよさを知り、子どもの健やかな心や成長をめざそうとする力を尊重し、心身ともに健康で豊かな情操と創造力を養い、個性や自主性を育む環境づくりが大切です。

子どもの成長に応じた教育の充実を図り、郷土や社会の発展に貢献できる児童の育成に努めるとともに、生きがいに満ちた活力ある地域社会をめざすために、教育・文化・スポーツ環境の充実を図る必要があります。また、学校と地域・家庭との連携が求められ、住民と児童生徒・教職員との交流を進め、教育機関との連携による児童生徒の健全育成が必要となります。

さらに今日の少子化の進行により、子ども達の乳幼児とふれあう機会が減っています。子どもを生み育てることや子どもや家庭の大切さを理解し、豊かな人間性を育むためにも、児童生徒が乳幼児とふれあう機会を創出していく取り組みが、地域の特色ある教育環境づくりとして求められています。

### (1) 次世代を育む若い世代への支援

教育機関との連携のもとに、保育園等で小中学生が乳幼児とふれあう機会や小中学校等のそれぞれの段階に応じた福祉教育を行い、次世代を育む児童生徒の理解や思いやりの心を育てる活動を推進します。

#### ○子育て・福祉に関する教育の推進

学校保健や道徳および社会福祉協議会において行われている福祉教育を今後も推進することにより、児童生徒の思いやりや豊かな社会性を育てます。また乳児健康診査を利用した赤ちゃん絵本の紹介や、中学生を対象に、少子化・核家族化によって減少しつつある乳児とふれあう機会を広げることによって、将来の子育て世代へ向けた貴重な体験機会の創出に努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
赤ちゃんふれあい体験学習	中学校3年生	健康増進課 健康増進G	せせらぎの郷で、3年生クラスごとで実施。事前学習年1回 体験学習年1回
児童ふれあい交流促進事業 (赤ちゃんの絵本の紹介)	乳児と保護者	図書館	せせらぎの郷にて、乳児健診時に実施
ボランティア協力校の活動支援	園児、小・中学校、 田子高校の児童生徒	田子町社会福祉協議会	高齢者の疑似体験、障害者との交流、保育園でのボランティア活動等との体験活動を実施

### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学習教育環境等の整備

学習教育環境が変化するなかで、子ども達が生涯を通じて自由に楽しく学び心身ともに健やかな成長をめざす「生きる力」を育てます。

#### ○個性を生かし、自ら学ぶ意欲の育成

自ら学びながら成長に応じた学力を身につけられるよう、指導方法を工夫するとともに、児童生徒の「学ぶ力」の定着状況を、学力調査によって客観的に把握します。

また、子ども達の個性を生かすため、田子町独自の連携型中高一貫教育を実践します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
学力調査の実施	小学校児童、 中学校生徒	各小・中学校	全国調査年1回、県調査年1回
外部指導者・協力者 (ゲストティーチャー)の活用	小学校児童、中学校生徒、幼稚園児	各小・中学校・幼稚園	各学校、幼稚園にて実施

学校評議員制度	小・中学校	小・中学校	各校2回ずつ
田子町地域連携型中高一貫教育	中高生	田子中学校・田子高校	各校にて実施

### ○教育・文化・スポーツ環境づくりの推進

子ども達のもつ様々な可能性や個性、学ぼうとする意欲が、限りなく発揮できるよう教育・文化・スポーツといった様々な分野での学習環境づくりを推進します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
水曜わんぱく塾	就学児童	上郷公民館	年10回実施予定
キッズデー	園児	幼稚園	週1回実施
キャンピングワールド	小学校4年生～中学生	教育課、スポーツ社会教育G	年1回実施予定
田子町水泳教室			
田子神楽養成講座	地域住民		年11回実施予定
田子ひとくるめや文化祭			年1回実施予定
新春書初大会			
田子町民大運動会			
新発見町内健康ウォーキング		教育課、スポーツ推進委員、健康増進課	26年度から年7回実施
作品展示会		保育園、幼稚園	園児の作品を展示し、地域公開 年1回実施





### ○図書館を利用した学びの場の提供

本の読み聞かせ等、図書館を利用した学びの場を、ボランティアの協力を得ながら提供します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
絵本の読み聞かせと図書館クラブ開催	小学生以下の児童	図書館 ボランティア	月2回実施予定
図書館見学の受入	小中校生、保育園等	図書館	随時受入
読書マラソン	小学生以下の児童	図書館	夏・冬休み実施
図書館だよりの発行	小学生以下の児童 中高生		年各3回発行
かみしばいと本の読み聞かせ	小学生以下の児童	つつじの会	年2回実施予定

### (3) 幼児教育の充実

幼児教育をめざすうえで、幼稚園と保育園の担う役割は、今後ますます重要となってきます。そのためにも、両施設がそれぞれの十分な機能を果たすとともに連絡・調整を図り、幼児期からの子どもの自主性や人間性を培うためにも幼児教育を推進していく必要があります。

### ○幼稚園・保育園・小学校との連携

義務教育に臨む基礎を培うため地域の幼稚園・保育園・小学校で構成されている連絡会を活用し子どもの成長時期にあった教育が行われるよう各機関の連携を図ります。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
幼保小連携会議の開催	各連絡会	教育課学務G	年1回実施予定

### ○幼児教育環境等の整備

子どもを育てる親のニーズに対応した幼稚園での特別保育等の充実を図るとともに、幼児教育環境等の充実に努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
幼稚園就園奨励費事業(再掲)	就学前児童をもつ家庭	田子幼稚園	継続実施
三戸郡公立幼稚園研究会	幼稚園	三戸郡公立幼稚園会	参加

### ○保育園等での幼児教育の推進

幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期における教育には、豊かな感性や自主性を育てる大切な役割があります。また障害を持つ子ども達についても、保育園等の集団保育が可能な限り保育園等に受け入れて、健常な児童とともに保育することが保育を図るために望ましいひとつの方法であるため、保育園等においても保育の中に教育の観点を取り入れた幼児教育を推進します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
障害児の受け入れ	障害を持つ就学前児童	保育園・幼稚園	受入実施

○地域のイベント・行事と幼稚園・保育所との連携

町内の「にんにくとべごまつり」「敬老会」「町文化祭」といったイベントや行事と連携して、町内の幼稚園および保育園の積極的な参加協力を推進します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
地域観光イベントおよび行事への参加協力	就学前児童	保育園・幼稚園	適宜参加

○幼稚園教諭等の質の確保

幼稚園教諭同士及び保育園保育士同士の情報交換等によって、幼児教育及び幼児保育の充実を図り、業務に従事する担当者個人の資質の向上、知識の普及、研修等を推進する活動を支援します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
三戸郡公立幼稚園研究会 (再掲) 青森県国公立幼稚園会 全国国公立幼稚園会	幼稚園	三戸郡公立幼稚園会 青森県国公立幼稚園会 全国国公立幼稚園会	参加
三戸郡保育会 青森県保育連合会 全国保育団体連絡会 全国保育協議会	保育園	三戸郡保育会 青森県保育連合会 全国保育団体連絡会 全国保育協議会	参加

## 施策目標2：子育てをするすべての家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり

### 1 子育てに関する相談・情報提供や親たちが交流できる場づくり

子どもを主に世話をする人は家庭内の「母親」であり、育児との両立、少子化、地域で自然と支え合うような関係の希薄化といった様々な要因から、家庭で子育てをしている母親の子育てへの負担感が増えています。

地域で子育て中の親や子どもが気軽に集い、交流できる場（機会）をつくることは、親達の子育てへの負担感を少しでも軽くすることにつながり、さらには子どもの健やかな成長へとつながります。

地域で安心して子育て生活を行っていくためにも、積極的な交流の場（機会）づくりや子育て情報は、今後ますます重要となります。

#### (1) 子育て中の親が相談や交流等のできる機会づくり

行政のもつ子育て支援情報を妊娠時や乳幼児期等の時期に応じて適切に発信することにより、必要な情報が十分に得られ、また民間等による情報との棲み分けを図ることで、子育て支援サービス等が広く周知されるよう、情報提供手段等の工夫に努めます。

また、家庭や地域のもつ子育て支援への役割が低下するなかで、子育てに対する不安や悩みを抱える親達が気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう、育児サークル結成等の支援を行うとともに、子育て中の親達が自由に相談や交流ができるよう公共施設を活用し、親達の子育てに対する負担感を少しでも軽減できるよう努めます。



#### ○妊産婦、子育て家庭への情報提供

妊娠届提出時や子どもの成長に応じた様々な機会に、子育てに関する相談や情報提供を行います。また、保育園・幼稚園、子育てサービスの場でも情報を適宜発信しています。

その他、妊産婦の家庭には訪問指導を実施するなど、今後も子育て家庭が必要な時期に必要な情報が得られるよう継続して実施します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
母子健康手帳交付時妊婦健康相談の実施	妊婦	健康増進課 健康増進G	随時実施
母子保健家庭訪問	ハイリスク妊婦、産婦		

#### ○子育てに対する不安や悩みの対応

育児および教育に対する不安やストレスなどを抱えている保護者への面談・助言・指導等を行います。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
教育相談	中学生以下	幼稚園、小中学校、教育課学務G、三	継続実施

		戸地方教育研究所	
子育て相談	園児の保護者等	保育園（子育てアドバイザー）	継続実施

## 2 母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

次世代を担う子ども達の健やかな成長、「生きる力」への育みを支援するためには、母子の健康の確保、小児医療は重要な取り組みです。

また、近年では、世代を問わず健康への関心が高まっています。現在就学している子ども達の健康は、学校保健のなかでも支援されていますが、地域保健と学校保健とがつながりを保ちながら、不規則な生活習慣、食行動、子ども達の将来の健康を脅かす「喫煙」「飲酒」「薬物」「性行動」、「思春期特有の心の病」等、さまざまな健康の問題について効果的な方法、手段で対応していく必要があります。

### (1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期～出産期～新生児期・乳幼児期といった子どもの成長段階にあわせて、次世代を担う子どもや子を育てる母親の健康が保たれるよう、健診、指導活動の充実に努めます。

#### ○妊娠および出産期の母子への健診・訪問の実施

妊娠時の母親が安心して出産に臨めるよう、妊婦委託健康診査受診票を発行し、母子の健康の向上をめざします。

また、妊産婦の家庭を保健師が訪問し、健康な子どもを産み、育てるために個々の生活様式に即した指導・助言を行い、今後も継続して妊産婦の健康を見守ります。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
妊娠委託健康診査	妊婦	健康増進課 健康増進G	14回分発行
母子保健家庭訪問（再掲）	ハイリスク妊婦、産婦		随時実施

#### ○子どもの成長に応じた健診等の充実

子どもの成長に応じて行っている各種健診及び育児相談等は、子どもの疾病や障害の早期発見・早期治療（療育）につながるだけでなく、子どもを持つ親達が抱える育児不安の解消といった子育て支援の場でもありうるため、健診を受けやすい環境づくりとともに、今後も受診率向上をめざします。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
乳児一般委託健康診査受診票発行	1か月児	健康増進課 健康増進G	全対象者に発行
股関節脱臼健診無料券発行	3～4か月児		全対象者に発行
乳児健康診査	4・7・12か月児		月1回実施
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児		月1回実施
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月児		月1回実施
3歳児健康診査	3歳児		月1回実施

4歳児健康相談	4歳児	年3回実施
内科・歯科健診	園児	年2回実施。保護者アンケート（心配ごと等）に対し、医師からアドバイスを受ける。



#### ○幼児期からの生活習慣を身につけるための学習の場づくり

子どものしつけに直接関わる子育て家庭の親に対して、食事を始めとする様々な生活習慣について学ぶ機会を創出し、心身ともに健やかな成長のための生活様式（ライフスタイル）の確立をめざします。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
幼児健康づくり教室	田子幼稚園5歳児	健康増進課 健康増進G	年4回実施

#### ○小児・若年生活習慣病予防教室の実施推進

生活の利便が進むにつれて偏食や運動不足、親の認識不足も影響して、肥満や脂質異常等が深刻化しています。早期に生活習慣を改善することで、生活習慣病の予防を推進します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
若年生活習慣病予防健診	小6、中学生、高校1・2年生	健康増進課 健康増進G	年1回実施
親子健康相談	小6、指導項目のある中学生		小学校参観日、中学校三者面談時実施
健康二者相談	中学生、高校1・2年生		健診結果の説明、生活習慣病改善アドバイス
小学校特定保健指導	若年生活習慣病予防健診受診児童		再検査項目等がある児童で、個別の生活習慣改善支援

#### ○子ども親の健康づくりを支援する地域づくりの推進

小児に関わる関係機関の関係者が、地域において共通の認識をもって、子どもと親の健康づくりに関わるができるよう、会議や研修機会を利用した子育て支援に向けた取り組みを進めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
若年者等健康づくり推進事業等連絡会	母子保健担当	健康増進課 健康増進G	年2回実施

## (2) 食育の促進

子どもの健やかな成長については、十分な睡眠や朝食の摂取が大切とされています。

生活環境の変化等により、不規則な生活リズムが浸透しつつある状況です。特に食べ物が豊富な現代においては、好きなものを好きなだけ食べる（個食）という食行動を可能にし、結果的には栄養の偏りを引き起こしてしまうことから、低年齢からの生活習慣病の要因のひとつとされています。そのため子ども達や周囲の大人達に食生活の大切さを伝える「食育」が今後ますます重要になってきています。

こうした「食育」に家庭、保育園、幼稚園、学校、地域で取り組むことにより、一人ひとりが健康で豊かな食習慣を身につけられるよう学習機会を提供します。



食について考えてみよう

### ○食に関する学習機会の促進

食生活の変化によって、最近では肥満の子どもが増える等、生活習慣病の低年齢化が懸念されています。そこで食に関する学習機会を促進し、妊産婦の栄養と、乳児の離乳食について、乳幼児健診機会を利用した個別指導や、学校給食での指導機会、子どもの正しい食習慣について学習できる親子料理教室等によって、食生活に関わる正しい知識の習得と食育に関する知識の普及に努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
乳児・こども健診時の栄養指導	受診した乳幼児の保護者	健康増進課 健康増進G	健診時、毎回実施
若年生活習慣病予防健診（再掲）	11歳～16歳児		年1回実施
給食指導 バイキング給食	幼稚園児、小・中学生	給食センター	給食指導：随時 バイキング：年1回
幼児健康づくり教室	幼稚園5歳児とその保護者	健康増進課 健康増進G	年4回実施予定
給食試食会、食育指導	5歳児と保護者	保育園	年1回実施。食育指導は、食育インストラクターが行う。

### ○地域の食育環境を支援する人材の育成および活動の推進

子ども達の地域を取り巻く食育環境の問題を改善するために、地域を巻き込んだ取組みをめざし、食生活改善推進員に対して積極的な研修の参加を促していきます。

地域の食生活改善の担い手である食生活改善推進員が研修会に参加し、伝達講習を実施することで料理を作る楽しさを通じて「食育」について親子で体験する機会づくりに努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
「おやこの食育教室」研修への参加	食生活改善推進員	食生活改善推進員 連絡協議会	年1回実施

おやこの食育教室	幼児・小・中学生 とその保護者	食生活改善推進員	年1回実施
----------	--------------------	----------	-------

### (3) 思春期保健対策の充実

思春期の男女の健康をおびやかす問題や思春期特有の心の病の問題は、多様化、深刻さを増してきています。こうした問題に対応すべく、学校を始め保健機関とも連携を図りながら、性に対する正しい知識の習得のための情報提供や教育の推進、思春期における心や体の問題に対する専門家の確保や個別の相談体制づくりを進め、命の大切さを学ぶ機会の充実をめざします。

#### ○性感染症に対する学習機会の充実

性情報が氾濫する一方で、思春期の男女が性に対する正しい知識が得られるよう思春期教室等の充実に努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
思春期教室	中学校1～3年生	健康増進課 健康増進G	各学年・年1回実施

#### ○アルコール・タバコに関する学習機会の充実

飲酒、喫煙が体に及ぼす影響についての学習を早い段階から取り組むことによって、興味本位な思春期からの飲酒や喫煙の習慣化を防いでいきます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
禁煙教室（ダメ・絶対。普及教室）	児童生徒	健康増進課 健康増進G	年1回実施

#### ○命の大切さを学べる機会の広報および教室の開催

思いやりの心や感謝の気持ち、人とのつながりの大切さといった、子ども達が生命を大切にすることを育てていきます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
思春期教室（再掲）	中学校1～3年生	健康増進課 健康増進G	各学年 年1回実施
赤ちゃんふれあい体験学習（再掲）	中学校3年生		せせらぎの郷で実施
こころが元気になる教室	4～6年生		臨床心理士による「こころの健康と命の大切さについて」の講話。小学校で実施。

#### ○さまざまな思春期問題に対する関係機関のネットワークづくり

乳幼児期から学童期、思春期へと成長するなかで、成長段階に応じた関係機関が連携するすることで、思春期におこる様々な心身の問題を未然に防ぐため、連携や発達段階に応じた問題点の検討を推進します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
母子保健担当会議の活用（再掲）若年者等健康づくり推進事業連絡会	母子保健担当	健康増進課 健康増進G	年2回実施予定



#### (4) 歯科保健対策の充実

町の歯科保健対策は、1歳6か月児、2歳6か月児および3歳児の各健康診査時は、乳幼児に対する口腔検査、歯科指導が行われています。統計によると1歳6か月～3歳にかけてう歯（虫歯）の保有率が高くなっています。

身体の健康を維持するには、何でも食べられる歯も健康であることが大切です。また、乳歯がひどい虫歯になると、永久歯もその影響を受けることとなります。歯の健康づくりへの認識を高め、早期からのブラッシング（歯磨き）の習慣づけや定期検診での受診率向上や虫歯予防の徹底等を行い、歯科保健対策の充実に努めます。



#### ○ブラッシング（歯磨き）習慣の推進

歯の健康に対する取組みとして、乳幼児健診を利用した、歯磨き指導等を行うことにより、早期よりブラッシング（歯磨き）の大切さや歯の健康に取組む習慣づくりを進めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
乳児健診での指導、2歳6か月児歯の染め出し、ブラッシング指導	乳児、2歳6か月児とその同伴者	健康増進課 健康増進G	7か月児と2歳6か月児健診を毎月実施
歯磨き指導	保育園4・5歳児		年5回実施
親子歯磨き指導	幼稚園全園児と保護者		
歯の集団治療	5歳児	保育園	虫歯が完治するまで
歯科検診	小中学生 幼稚園	小中学校 幼稚園	年2回実施

#### ○1歳6か月児、2歳6か月児および3歳児の健康診査時の歯科検診の実施、虫歯予防の推進

家庭ではなかなか見つけられない虫歯等の発見について、早期治療により健康な口腔づくりをめざします。今後も継続して健診を行い、受診率向上に努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児	健康増進課 健康増進G	月1回実施
2歳6か月児歯科検診	2歳6か月児		月1回実施
3歳児健康診査	3歳6か月児		月1回実施

#### ○フッ素塗布による歯の健康の確保

乳幼児をもつ子育て家庭に対して、健診時にフッ素を塗布し、フッ素についての正しい知識を提供するとともに、虫歯予防に役立つ環境づくりを進めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
フッ素塗布	1歳6か月児、3歳6か月児	健康増進課 健康増進G	健康診査受診者



フッ化物洗口	4・5歳児	保育園	週1回
--------	-------	-----	-----

#### (5) 小児医療の充実体制

小児医療については、年々、住民ニーズが専門医志向にあることから、常勤医師のいる周辺市町村へ依存する割合が高まっています。

こうしたことから、小児救急医療の確保については、青森県や八戸市を含む周辺市町村の病院が一体となって救急医療体制を確立するための広域的取組みが必要不可欠といえます。また、周辺市町村等との連携を深めながら、広域的な緊急医療体制の一層の充実をめざします。夜間や緊急時の医療体制については、乳幼児健診等の機会を利用して今後も情報提供を継続します。

さらに、予防接種や健康診断の実施、健康学習の実施、特に乳幼児を抱える子育て家庭への病気、医療に関する情報提供を行うなど、地域ぐるみの健康づくりに努めます。

なお、乳幼児に関しては、入院・通院等の医療費の一部負担を助成することによって、子育て家庭への医療費負担軽減を継続して推進します。

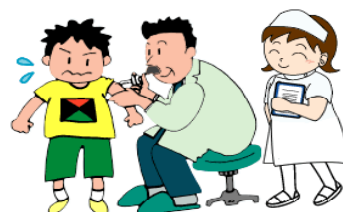
#### ○広域による救急医療の確保

八戸市を含む周辺市町村等と連携しながら、救急医療体制の“環”づくりを進めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
ドクターヘリ・ドクターカー 一運行事業	町民	八戸地域市町村圏 広域事務組合	継続実施

#### ○予防接種の推進

各種の予防接種の必要性について、理解を深め接種率の向上に努めます。



事業名	対象	実施主体	実施内容等
各種予防接種（BCG・四種混合・麻しん風しん混合・肺炎球菌・ヒブ、水ぼうそう）	乳幼児	健康増進課 健康増進G	BCG－生後7か月・1回 四種混合－生後3か月から4回 麻しん風しん混合－1歳の誕生日すぐから2回 肺炎球菌－生後2ヶ月から4回 ヒブ－生後2か月から4回 水ぼうそう－1歳から2回
二種混合	小学校6年生		1回実施
日本脳炎	3～6歳、 8～10歳、		3回実施
子宮頸がん予防ワクチン	中1の女子		3回接種

必要な予防接種実施および完了比率の向上	乳幼児		接種率100%目標
関係機関との連携による呼びかけの徹底	乳幼児		継続実施

### ○経済的支援

町内に住所を有する乳幼児から児童生徒を対象に医療費助成を継続し保護者の経済的負担を軽減するとともに、小中高の入学時に入学祝い金も実施し、健やかな成長を支援します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
乳幼児医療費給付事業	乳幼児	住民課・福祉G	継続実施
ひとり親家庭等医療費給付	母子家庭等		
子ども医療費助成事業	中学生以下の児童 田子高校生	住民課・福祉G	医療機関を受診した中学生以下及び田子高校生の一部負担金の全額助成
入学祝い金支給事業	小・中・高生		町内の小学校、中学校、田子高校に入学時に助成。小学校－3万円、中学校－5万円、田子高校－8万円

### ○障害を持つ子ども等への療育、育児相談支援と地球ネットワークの体制の充実

保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携して、育児相談や療育支援体制の検討を進めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
デイサービス等の連携	就学前児童、就学児童	住民課・福祉G	継続実施

### 施策目標3：子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり

#### 1 仕事でも家庭でも「男女共同参画」意識の浸透

本計画策定のためのアンケート調査では、家庭で子どもの世話をしている父親（男性）の割合が以前より増えてきていますが、依然として母親（女性）の割合が高くなっています。こうした母親（女性）の抱える負担をできるだけ軽減していくためには、父親（男性）にも子育てや家庭のことに協力する意識をより一層浸透させていく必要があります。

そのためにも、仕事中心の生活を送る父親（男性）も子育ての楽しさ、母親（女性）の負担感を理解し、子育てを中心に、家庭内で協力し合えるきっかけづくりを進めます。

##### (1) 父親も参加できる子育て教室の実施

「子育ての楽しさ」を理解するためには、母親・父親が家庭内でともに子育てに参加することが、大切であり、家庭内での共同参画意識を持つための第一歩となります。仕事を中心となっている現在の父親が、子育てへの参加するきっかけづくりとなるように、今後も親子を中心に参加できる教室等の機会づくりを継続して進めます。



##### ○子育て学級の実施

子育て学級により、子どもを育てる夫婦が「子育ての楽しさ」を実感できる機会を設けることによって、子育て参加、家庭内で協力する意識づけとなるよう努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
育児学級	妊産婦とその夫、未満児を持つ夫婦	住民課・健康増進課	育児相談、支援

## 施策目標 4：地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進

### 1 見守り・支える子育て支援の充実

子ども達が心身ともに健やかに成長するためには、家庭も地域もそれぞれ大切な役割をもっています。

しかしながら家庭では、核家族化の進行等により子育て環境は大きく変わり、世代を通して子育てを学ぶ機会が少なくなってきました。一方地域では、子どもの数が少なくなり、近隣とのつながりも希薄化しているため、子どもへの目配り等、子育て機能が低下してきています。

子育て支援において中心となるのは子ども達自身であり、これを支える家庭です。地域の誰もが子育てに関心を持ち、まち全体を巻き込んだ支援体制を創り出し、「見守る」「支える」という考えを浸透させていく子育ての“環”づくりが必要となります。

そのためには、サービスの担い手が行政だけでなく、各種団体や地域住民による地域力も必要です。子育てに対する多様なニーズに対して、地域が主体となった多様なサポートが求められています。

#### (1) 住民による子育て支援の充実

地域が子どもの健やかな成長を支えていくために、各種団体をはじめ地域の住民が主体となり、地域の社会資源を十分に活用しながら、行政では担いきれないサービスを支える身近な“サポーター”として、子育てによる地域の結びつきを強める取組みを進めます。

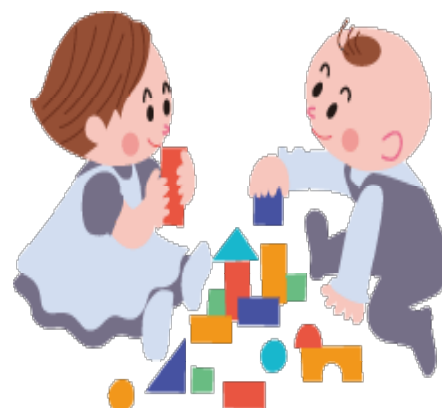
#### ○地域の子ども達の「見守り」「声かけ」運動の実施

地域の子ども達の行動を温かく見守っていくために、「見守り」「声かけ」運動を、声かけリーダーや子育て支援隊（仮称）を中心に呼びかけていくことで、地域住民とのふれあい機会を増やし、子育てを地域で支え合う意識の啓発に努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
声かけリーダー	地域住民	青森県	青森県から委嘱され実施
青森県青少年健全育成推進員（指導員）	地域住民	青森県	青森県から委嘱され実施

#### ○子育てサロン事業の実施

近年の少子高齢化の進行、児童虐待や育児に不安を抱えている人の増加により、孤立しがちな子育て家庭を地域で支援するため、すくすく館を拠点に、子育ての当事者（子育て家庭の親子）など地域住民が、多様な活動を通じて、子育てを楽しみ仲間づくりを行う支え合いの活動を行います。



事業名	対象	実施主体	実施内容等
子育てサロン事業	妊産婦、子育て中の保護者	田子町社会福祉協議会	すくすく館にて実施。

### ○子育て支援者の育成に向けた取組み

地域の子どもを住民が「見守る」「支える」といった、地域との結びつきによる子育て支援が少なくなってきたことから、保育園・幼稚園や行政によるサービスだけでなく、地域の人材を活用した子育て支援を進めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
子育て支援者養成事業	地域住民	住民課・福祉G	子育て経験者を子育て支援者として養成する。

## 2 とともに支えあう協力体制づくり

少子化の進行、家庭や地域における子育て機能の低下等により、現在の子どもを取り巻く環境は大きく変化し、その対策が緊急かつ重要な課題となっています。

こうしたなかで、近年深刻な社会問題としてあげられている児童虐待への対応や、離婚の増加等による母子家庭への自立支援、地域の子どもが等しく「生きる力」を育てていくために、障害をもつ子どもへの支援は、行政による支援や子育て家庭だけにとどまらず、地域でともに支え合う力を育む必要があります。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの虐待の背景には、子育てによる地域や家庭での孤立感、子育て不安といったことに加え、社会的要因等によっても児童虐待へ追い込まれてしまうことがあるといわれています。こうした子育て家庭の抱える親の不安や悩みを把握し、子どもへの虐待行為を未然に防ぐための訪問・相談によるケア活動を行うとともに、早期に発見・対応できる体制づくりに努めます。

### ○児童虐待に向けた関係機関との連携

児童虐待の早期発見・対応に向けて、平成19年2月に設置した「田子町要保護児童対策地域協議会」を随時開催し、関係機関等との連携を図りながら、適切な対応ができる取組みを強化します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
田子町要保護児童対策地域協議会	関係機関	田子町要保護児童対策地域協議会	協議会は年1回。案件が生じた場合は下部組織等を開催。

### ○相談活動の充実

子育て家庭での子どもへの虐待を未然に防ぐために、乳児健診等での相談機会を利用した相談活動や育児不安解消に向けた取組みを進めます。また、保健師等との連携により妊産婦への訪問時も相談活動として、子育て家庭での児童虐待防止に努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
乳幼児健診を利用した相談・訪問活動	乳幼児を持つ家庭	健康増進課 健康増進G	健診時等で問題等が発覚した家庭を訪問
妊産婦家庭訪問	妊産婦	健康増進課 健康増進G	随時訪問

### (2) 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等に対して必要な支援を行い、自立支援に努めます。

### ○自立支援への相談活動

福祉事務所に母子自立支援員を配置し、母子家庭や寡婦の自立に必要な職業能力の向上および就業に関する情報提供、相談指導等を行います。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
母子自立支援員の配置	母子家庭等	青森県	継続実施
職業あっせん		ハローワーク	月1回実施

### ○経済的支援

母子家庭等に対して、児童扶養手当の支給、医療費の助成を始め生活費、養育費、教育費といった、経済上の諸問題による支援を推進します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
児童扶養手当の支給	母子家庭等	青森県	継続実施
母子寡婦小口資金の貸付			
母子寡婦福祉資金の貸付			
ひとり親家庭等医療費給付事業			
遺児援護事業	死亡等により父母のいない中学生以下の児童		

### (3) 障害児施策の充実

障害を持っている子どもが地域で健やかに成長し、子どもを育てる親達も地域で安心して暮らせるよう、経済的支援をはじめ、健常な子ども達との交流機会や相談、療育といった地域での協力体制づくりを進めます。

### ○保育園・幼稚園における障害児の受入の推進

保育に欠ける障害を持つ子どもについては、保育園の集団保育が可能な限り保育園に受け入れて、健常な児童とともに保育することがその養育を図るため望ましいひとつの方法です。そのため、保育園・幼稚園において、障害をもつ子どもを積極的に受け入れる体制づくりを進めるとともに、保育士・幼稚園教諭の研修機会を利用して障害を持つ子どもへの理解を深めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
障害児保育事業（再掲）	障害を持つ就学前児童	保育園	受入実施
障害児の受入（再掲）		保育園・幼稚園	

### ○療育・就学相談の充実

心身に障害のある児童に対し、巡回等によって必要な助言や指導を行い、在宅での福祉向上に努めます。また、就学時に障害を持つ児童一人ひとりの状況に配慮した就学指導委員会を開催し、本人や保護者の意向を反映させた柔軟な教育指導を充実させます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
巡回相談	障害を持つ就学前児童	民生委員等	継続実施
学習指導委員会		就学指導委員会 (三戸地方教育研究所)	

### ○障害児等の教育、育児相談支援の地域ネットワーク体制の充実

田子町保健医療福祉推進協議会・障害福祉専門部会において、地域で障害を持つ子どもを育てる家庭への相談活動や療育体制の検討を進めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
障害福祉専門部会の開催	委員他関係者	田子町保健医療福祉推進協議会	年5回開催

### ○経済的支援策

心身に障害のある子どもへの福祉の増進を図るために、各種の手当ての支給等の支援を今後も継続して進めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
重度心身障害者（児）医療費	障害を持つ就学前児童	住民課・福祉G	継続実施
日常生活用具の給付・貸与			
特別児童扶養手当		青森県	
育成医療			
心身障害者福祉手当			
障害児福祉手当			
有料道路通行料金の割引		高速道路株式会社	

## 施策目標5：安心・安全な子育て環境づくり

### 1 子どもを安心して育てられる環境づくり

地域で子どもを育てていくためには、家庭での生活環境、地域や仲間同士の協力、行政等によるサービス等も重要となりますが、安心して育てられる環境であるかという点も欠かせない要素です。

町内で子どもを安心して育てられるよう、道路環境整備や子どもの遊び場の安全性の確保、地域の環境美化等に努め、良好な子育て環境づくりをめざします。

#### (1) 安全な道路環境の整備

幅員の狭い道路や段差解消等、住民の誰もが安心して通行できる快適な生活道路をめざして、歩道や防犯灯の整備を行い、今後も安全な歩道環境の整備を進めます。

##### ○防犯灯の設置

町内の自治会等の要望に応じて防犯灯を設置し、安全に通行できる歩行環境づくりに努めます。  
(ただし、防犯灯の設置および維持経費は地区負担となります。)

事業名	対象	実施主体	実施内容等
防犯灯維持管理事業	地域住民	住民課・住民環境G	平成24年度から全町の防犯灯のLED化を進めている。

##### ○雪道の安全確保

子ども達が降雪時でも安心して登校できるよう、学校通学路の除雪を行っています。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
除雪計画の策定	地域住民	建設課・建設G	継続実施

##### ○コミュニティバススクールバスの運行

子ども達が安心して通学できるよう、に登下校時刻に配慮したコミュニティバス・スクールバスを運行しています。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
コミュニティバス・スクールバス運行事業	地域住民	住民課・教育課	継続実施





## (2) 安心して遊び生活することができる環境の整備

子育てにふさわしい環境づくりに向けて、子ども同士や親子で楽しく遊べる拠点となる公園をはじめ、保育施設や家庭で健やかに過ごせるよう、安心・安全な生活環境の確保をめざします。

### ○親子で安心して遊べる公園の確保

町内の公園が子育て家庭にとって、子どもを安心して遊ばせることのできる場として利用され、また、住民の憩いの場、やすらぎのある場となるよう、定期的な管理を行うとともに、住民一人ひとりがきれいな公園づくりに向けて意識の啓発に努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
公園用屋外施設の清掃（トイレ）	地域住民	建設課・建設G (自治会等に委託)	継続実施
公園等清掃			
田子町中央コミュニティ広場の管理		教育課・スポーツ 社会教育G	
道前地区農村公園の管理			
園内外開放	幼稚園		
園庭開放	幼児とその保護者等	保育園	子育て支援として週1回開放 (27年度から実施予定)

## (3) 環境美化の推進

### ○クリーン運動の展開

道路わき等の不法投棄に対して、地域ぐるみで取り組むとともに、日常の清掃等によって、町内の環境美化を推進します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
町民一斉クリーンアップ大作戦	地域住民	住民課・住民環境G	継続実施。毎年4月実施。

### ○美しいまちづくりの推進

県境産廃事案の教訓を活かし次世代へ継承させるために制定された、美しいまちづくり条例の円滑な運用および実効性を確保するために、美しいまちづくりに関する啓発、指導、その他諸活動を進めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
美しいまちづくりの推進	地域住民	自治会、各種住民団体等	随時

### ○リサイクルへの取組み・活用

地域の小中学生等の社会科見学の場として、施設見学等を活用し、リサイクルへの取組み意識の向上を図る学習機会づくりを推進するとともに、ごみのリサイクルや分別、出し方についての情報を広報によって広く住民への周知を図り、リサイクルへの取組みの向上に努めます。

また、自治会等で実施している資源物の回収販売事業に必要な保管庫（ストックヤード）の建設等に対する補助金助成については、引き続き継続していくこととし、未実施自治会等に対し事業実施を働きかけていきます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
環境学習	小中学生	教育課・学務G	継続実施（施設見学等）
広報によるリサイクル分別の啓発	地域住民	住民課・住民環境G	収集日程表、ごみの出し方の全戸配布
資源物回収ストックヤード建設補助事業	自治会等	住民課・住民環境G	資源物回収事業を実施する自治会等に対し、建設費用の助成

## 2 子どもを守る“地域力”の向上

町内で子ども達が安心・安全な暮らしを確保するためには、基盤整備を含めた環境整備が必要であるとともに、そうした環境のなかで生活する子ども達の行動を「見守り」「支える」活動も重要となります。

子どもの交通安全確保や犯罪等から守るための活動を通して、地域で子どもの健全な育成が図れるよう、住民による“地域力”の向上に努めます。

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通流量の増加とともに、地域での交通安全を今後も確保していくために、関係機関との連携・協力をしていながら、交通安全教育、交通事故防止対策等、活動の推進を図ります。

### ○交通安全教育の推進

地域住民や子どもに交通ルールや交通マナーを身につけさせるために、主に小中学生を対象に、年齢に応じた交通安全教育を推進します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
交通安全パンフレットの配付	地域住民	警察署	継続実施
朝の街頭指導		三戸地区交通安全協会 田子支部、田子町交通安全母の会、三戸地区交通指導隊田子支部	継続実施。年2回実施。
安心パトロール			
児童の通学路交通安全指導	小学生児童	各小学校	継続実施（随時）
交通安全教室	幼稚園児、保育園児	幼稚園、保育園	

### ○関係機関との連携

子どもを交通事故や犯罪等から守るために、各種団体との連携・協力を図りながら、総合的な地域の安全対策を推進します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
田子町地域安全推進協議会の取り組み	各種関係団体	田子町地域安全推進協議会	継続実施

### (2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

主に思春期の男女による生活への害を及ぼすような犯罪や事故、災害を未然に防ぎ、地域で心身ともに健全な育成が図られるよう、地域、関係団体、学校、家庭が一体となった地域ぐるみでの活動を進めます。

### ○地域ぐるみの防犯

青少年は地域で育てる推進運動によって、情報誌配布や青少年健全育成のための相談・指導といった各種の運動を通して、地域ぐるみでの防犯活動を推進します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
民間団体等による啓発普及	地域住民	田子町防犯協会	継続実施
巡回活動		三戸地区防犯指導隊田子支隊	

### ○青少年の非行防止

青少年の非行を防止するために、青森県から委嘱された、声かけリーダー、青少年健全育成推進員を中心に、各関係機関・団体・家庭等が連携し、青少年の健全育成に努めます。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
声かけリーダー（再掲）	地域住民	青森県	青森県から委嘱され実施
青森県青少年健全育成推進員（指導員）（再掲）	地域住民	青森県	青森県から委嘱され実施

### ○関係機関との連携

子どもを交通事故や犯罪等から守るために、各種団体との連携・協力を図りながら、総合的な地域の安全対策を推進します。

事業名	対象	実施主体	実施内容等
田子町地域安全推進協議会の取り組み（再掲）	各種関係団体	田子町地域安全推進協議会	継続実施

主な年代別子育て支援策等 (平成27年度)

段階	移住・結婚等	妊娠	出産 0歳～3歳	就学前 3歳～5歳	小学生	中学生	高校生	
子育て支援			㊦保育料一部助成事業 ・保育園の自己負担の1/3助成  ㊧保育園委託事業 ・一時保育、延長保育	㊦保育料一部助成事業 ・幼稚園の自己負担の1/3助成	㊨学童保育委託事業 ・すくすく館 ・すくすく館上郷分館 ・すくすく館田子分館 (27年度から実施)			
	㊩子育てサロン(すくすく館内、週2回・午前中)				㊨入学祝い金支給事業 入学時 30,000円	(27年度から実施) 入学時 30,000円	入学時 80,000円 (田子高校生に限る)	
母子福祉・児童福祉			㊪要保護児童対策地域協議会(虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図る。)					
			㊫児童手当(所得制限あり) ・0歳～15歳の子どもを持つ保護者に対象となる子ども一人当たり月額通常10,000円を支給。 ・3歳未満と第3子以降は15,000円  ㊬児童扶養手当(所得制限あり) ・ひとり親家庭、父親もしくは母親が一定の障害の状態にある家庭への養育支援 (0歳から18歳到達年度まで)					
医療費助成			㊭子ども医療費助成 ・県内外の医療機関を受診した中学生以下の児童及び田子高校生の医療費負担金を全額助成 (27年度から医療機関及び対象者の拡充)					(田子高校生に限る)
			㊮ひとり親家庭等医療費助成(所得制限あり) ・医療費負担金助成 0歳から18歳到達年度まで (父母は月額1,000円の一部負担金あり)					
母と子の健康		㊯母子健康手帳交付  ㊰妊婦委託健康診査費助成事業(14回分)  ㊱妊婦届出時面接指導  ㊲妊産婦訪問 ・妊婦の健康管理	㊳新生児訪問 ㊴乳児健診(毎月1回) ・4、7、12か月児 ㊵こども健診 ・1歳6か月児 ㊶こども歯科検診 ・1歳6か月児 ・2歳6か月児 ㊷定期予防接種 ・BCG、四種混合、麻しん風しん混合、肺炎球菌、ヒブ、日本脳炎	㊸こども健診 ・3歳6か月児 ㊹こども歯科検診 ・3歳6か月児 ㊺4歳児健康相談  ㊻幼児健康教室 ・5歳児(田子幼稚園)	㊼若年生活習慣病予防健診 ・小学6年生、肥満傾向の4・5年生 ㊽親子健康相談 ・小学生とその保護者(参観日) ㊾こころが元気になる教室 ・小学4年生～6年生 ㊿定期予防接種 ・二混(6年生) ・日本脳炎(8歳～10歳)	㊽若年生活習慣病予防健診 ・中学1・2・3年生・田子高校1・2年生  ㊿赤ちゃんふれあい体験学習 ・中学3年生 ㊽親子健康相談 ・中学生とその保護者(三者面談時) ㊾思春期教室 ・中学1・2・3年生 ㊿予防接種 ・子宮頸がんワクチン(中学1年生の女子)		
	移住・結婚等	㊿若者定住促進住宅等入居支援事業 40歳未満の若者、U・Iターンした50歳未満の方等への賃貸家賃補助(3年間 月額2万円) ㊿移住定住体験住宅提供 田子町に移住を考えている方などにお試しちょっと暮らし住宅を有料で貸付(貸付期間 2週間または1～3ヶ月) ㊿定住移住促進通勤支援事業(平成26年度から) 町内に在住し町外で1年間継続的に就労している50歳未満の方への通勤助成(年額30,000円…扶養する子がある場合は50,000円) ㊿若者定住、移住就労者促進奨励金支給事業(平成27年度から) 平成26年4月1日以降に転入移住定住して3年経過した50歳未満の方へ10万円の奨励金支給(支給は定住3年経過後の平成29年度から) ㊿定住、移住促進臨時特例奨励金支給事業(平成27年度の特例支給) 平成27年1月1日以降に転入し、平成27年10月1日をまたいで3ヶ月経過した50歳未満の方へ2万円を臨時特例奨励金として支給 ㊿しあわせのまちづくり結婚祝い金支給事業(平成27年度から) 平成26年4月1日以降に婚姻した夫婦のいずれか一方が35歳未満、または、いずれも40歳未満である夫婦が1年以上居住した場合8万円支給 ㊿縁結びプランナー登録・縁結び報償金支給事業(平成27年度から) 平成27年4月1日以降に婚姻した夫婦(いずれかが35歳未満、いずれも40歳未満)を縁結びした登録プランナーに1件10万円の報償金を支給						

※㊿-住民課 ㊿-健康増進課 ㊿-教育課

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

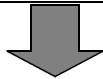
ここでは、子ども・子育て関連3法に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育ての充実を目指し、本町における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各事業の見込み量や確保方を定めています。

### 2 「量の見込み」の推計と確保方策

量の見込みの推計と確保方策等の流れは、次のとおりです。

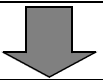
#### ○ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保方を定めます。



#### ○ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭型」に分類します。



#### ○ 各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

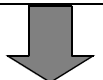
各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらず、量の見込みの推計を行います。



#### ○ 量の見込みの推計＝推計児童人口×家庭類型×事業の利用意向

計画期間（27年度から31年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



#### ○ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、新制度への意向調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

#### 【家庭類型の分類について】

ニーズ調査に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

### 家庭類型の分類方法

父親	母親	父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	パートタイム (育休・介護休業中を含む)		現在は就労していない 就労したことがない
				120 時間以上	64 時間以上 120 時間未満	
母親不在		タイプA				
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		タイプB		タイプC	タイプC'	タイプD
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120 時間以上	タイプC		タイプE		
	64 時間以上 120 時間未満	タイプC'		タイプE'		
	64 時間未満					
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD				タイプF

### 家庭類型の分類結果 (単位：人、%)

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	11	8.1	11	8.1
タイプB	フルタイム×フルタイム	76	55.9	85	62.5
タイプC	フルタイム×フルタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 64 時間) ※2 ~ 120 時間の一部	23	16.9	22	16.2
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間 64 時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)	1	0.7	1	0.7
タイプD	専業主婦 (夫) 家庭	25	18.4	17	12.5
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)	0	0	0	0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 64 時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)	0	0	0	0
タイプF	無業×無業	0	0	0	0
二一ズ調査の回答者全体		136	100	136	100

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭 (タイプC)

で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育時間（1日8時間）の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月当たり64時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本町の下限時間については、現行制度における保育園の入所基準と同じ64時間（1か月当たり就労日数16日、1日当たり就労時間4時間）と設定

### 3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を定める必要があるとしています。

本町の教育・保育提供区域は、事業の特性に応じて次のとおり設定します。

区 域	該当事業	考え方
田子地区・上郷地区 (2区域)	1 平日日中の教育・保育（子ども・子育て支援給付） 2 時間外保育事業（延長保育事業） 3 放課後児童健全育成事業（学童保育）	現状を考慮し、就学前の教育・保育と就学後の学童保育については、2区域として事業を推進します。
町全域 (1区域)	1 利用者支援事業 2 地域子育て支援拠点事業 3 妊婦に対する健康診査 4 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 5 子育て短期支援事業 6 子育て援助活動支援事業 7 一時預かり事業 8 病児病後児童保育事業	事業の特性や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討していきます。

## 4 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 対象事業

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上 保育の必要なし	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
		共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	幼稚園 幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上 保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育園 認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。
3号	子どもが満3歳未満 保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育園 地域型保育事業 認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応





## (2) 保育園 認定こども園 地域型保育

認可保育園の利用ニーズが高いことから、基本的に認可保育園を基軸とした保育環境の整備および多様なサービスを選択できるよう、体制の整備等に努めます。また、認定こども園への移行等についての検討も行います。

(単位：人)

		1年目 (平成27年度)		2年目 (平成28年度)		3年目 (平成29年度)		4年目 (平成30年度)		5年目 (平成31年度)	
		3-5歳 保育の 必要性 あり ----- 保育利 用	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性 あり ----- 保育利 用	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性 あり ----- 保育利 用	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性 あり ----- 保育利 用	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 保育の 必要性 あり ----- 保育利 用	0-2歳 保育の 必要性 あり
①量の見込み		60	65	62	53	59	50	53	49	50	48
②確保の内容	保育園・ 認定こども園	60	65	62	53	59	50	53	49	50	48
	地域型保 育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保 育施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	過不足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (3) 幼稚園 認定こども園

就学前教育の必要性が増してきているところであるが、保護者の就労形態の変容や児童数の減少等により、幼稚園入園数が減少傾向となっています。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	13	13	12	11	11
確保の内容	13	13	12	11	11
過不足 (確保の内容-量の見 込み)	0	0	0	0	0

(4) 計画期間における年齢別人口

年 齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0 歳	21	21	19	21	19
1 歳	26	23	23	21	23
2 歳	26	26	23	23	21
3 歳	28	25	24	21	21
4 歳	28	28	25	24	21
5 歳	23	28	28	25	24



## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容とその実施時期

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業概要】

具体的には次の事業を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。
- ③本事業の実施にあたり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行う。

#### 【今後の方向性】

- 保育を希望する保護者の相談に応じ、保育園等の預かり保育などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行う窓口・場を整備します。
- また、単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくり、地域課題の把握など、事業を明確化していきます。
- 情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。
- 子どもを遊ばせながら気軽に専任の相談員に相談ができる環境の整備を行います。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

### (2) 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業概要】

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業としては、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等があります。

#### 【今後の方向性】

- ニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量共に十分な受け皿となるような方策を検討します。
- 個別的ニーズに応じた様々なメニューを検討します。
- 施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるために、地域で活動する、団体とも連携を図り、重層的なサービスの提供に努めます。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所数	1箇所	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所
量の見込み	96	92	86	86	83
確保量	30	50	86	86	83
過不足 (確保量－量の見込み)	△ 66	△ 42	0	0	0

### (3) 妊婦に対する健康診査

#### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。



#### 【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子共に安全安心な出産を目指す。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19	19	19	19	19
確保量	19	19	19	19	19
過不足 (確保量－量の見込み)	0	0	0	0	0

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

#### 【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものですが、毎月実施している乳児健診において情報収集できることから、乳児家庭全戸訪問事業は行っていませんが、特別な事情がある場合訪問を行います。

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

#### 【今後の方向性】

○子育てに不慣れな保護者の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うと共に、乳児と保護者

の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努める、関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。  
 ○さらに、特定妊婦など妊娠期から支援を必要とする人を把握するための事業に取り組み、タイムリーに養育支援訪問事業につなげていきます。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19	19	19	19	19
確保量	19	19	19	19	19
過不足 (確保量－量の見込み)	0	0	0	0	0

### (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

#### 【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

#### 【今後の方向性】

- 現在、宿泊を伴う保育支援の需要はありませんが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増に伴い、ニーズの出現の可能性があります。
- 利用のための要件が、入院や出張、冠婚葬祭等となっており、かつ1週間前までに申し込み、審査を受ける必要があることや、施設については八戸市にあり、利用日数も7日間と決められていることなどから、利用のハードルが高く感じられる面があります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保量	0	0	0	0	0
過不足 (確保量－量の見込み)	0	0	0	0	0

### (6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

#### 【事業概要】

八戸市社会福祉協議会が八戸市及び三戸郡等を対象とした広域的にとりくんでいる。  
 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行います。

【今後の方向性】

- 「地域」での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業です。  
当町は利用者がいないのが現状ですが、サポート会員（育児の支援を行う者）を確保し、人材を育成することによって、利用者の増が見込まれます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保量	0	0	0	0	0
過不足 (確保量－量の見込み)	0	0	0	0	0

(7) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所地域子育て支援拠点とその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

【今後の方向性】

- 保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、保育園における一時保育の重要性が高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	152	151	142	135	129
確保量	152	151	142	135	129
過不足 (確保量－量の見込み)	0	0	0	0	0

(8) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日時間において、保育所等において延長保育を実施します。

【今後の方向性】

- 仕事と生活の調和を実現させるため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績に合わせた延長保育のさらなる充実に努めます。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	117	117	110	104	100
確保量	117	117	110	104	100
過不足 (確保量－量の見込み)	0	0	0	0	0

## (9) 病児・病後児保育事業

## 【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

## 【今後の方向性】

○保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育及び病後児保育のニーズが高まっています。病児および病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、医師との連携や施設整備等の課題も含めて検討します。

## (10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

## 【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後にすくすく館と上郷公民館を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

## 【今後の方向性】

○すくすく館と上郷公民館で実施している学童保育の充実に努めます。

〈低学年〉

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	67	51	49	46	47
確保量	67	51	49	46	47
過不足 (確保量－量の見込み)	0	0	0	0	0

〈高学年〉

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	44	45	43	41	32
確保量	44	45	43	41	32
過不足 (確保量－量の見込み)	0	0	0	0	0



学童保育(すくすく館)の館外保育



## 第6章 計画の着実な推進に向けて

### 1 計画の推進状況の把握

本計画は、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画の2つの計画から構成されています。

#### ① 次世代育成支援行動計画

平成22年度から平成26年度までの次世代育成支援行動計画（後期計画）については、継続している事業及び計画期間中の新規事業等については、子ども・子育て支援計画の事業として位置付けるものとする。

計画の進捗状況の把握及び点検評価については、関係課とともに、「田子町保健医療福祉推進協議会子ども・子育て支援専門部会」が計画の進行管理及び評価を行います。

#### ② 子ども・子育て支援事業計画

「田子町保健医療福祉推進協議会子ども・子育て支援専門部会」において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況等について、点検評価し必要に応じて見直しをしていきます。

### 2 地域・関係団体・関係機関との連携と協働

本計画の着実な推進のためには、町と、地域・関係機関・関係団体の様々な立場の方たちとの役割分担や協働が不可欠です。また、町民一人ひとりの皆様にご協力いただきながら進めていくことになります。

町におきましては、関連する計画も複数あり、各課において取り組む施策があります。

行政内部での情報の共有化、連携にこれまで以上に力をいれていくことが、この計画の効率的で着実な推進につながります。また、町が、優先的、重点的に取り組むべき事項を明確化することも重要です。

そのうえで、地域の方々や地域の子育て支援にかかわる貴重な活動との役割分担を適切に行うことで、子育てにかかわる多様なニーズに対応したきめ細かで柔軟な、子育て支援が可能となります。

さらに、様々な状況のもとで子育てを行う家庭への支援に、的確に対応して行くためには、県や児童相談所など多くの関係機関との連携の強化も重要です。

## 資料編

- 1 田子町子ども・子育て支援計画策定の経過
- 2 子ども・子育て支援専門部会委員名簿
- 3 田子町保健医療福祉推進協議会設置要綱
- 4 田子町保健医療福祉推進協議会専門部会運営要領
- 5 子ども・子育て支援窓口

## 1 田子町子ども・子育て支援計画策定の経過

年月日	事項
平成25年12月5日～12月16日	子ども・子育てニーズ調査
平成26年 5月 8日(木)	地域・障がい・子ども福祉運営協議会 全体会議
平成26年 5月29日(木)	地域・障がい・子ども福祉運営協議会 子ども・子育て支援事業計画策定幹事会
平成26年 6月26日(木)	地域・障がい・子ども福祉運営協議会 子ども・子育て支援事業計画策定幹事会
平成26年 7月 3日(木)	地域・障がい・子ども福祉運営協議会 子ども・子育て支援事業計画策定幹事会
平成26年11月 6日(木)	地域・障がい・子ども福祉運営協議会 全体会議
平成26年12月 1日(月)	地域・障がい・子ども福祉運営協議会 子ども・子育て支援事業計画策定幹事会
平成27年 1月22日(木)	保健医療福祉推進協議会 子ども・子育て支援専門部会
平成27年 2月18日(水)	保健医療福祉推進協議会 子ども・子育て支援専門部会
平成27年 3月20日(金)	保健医療福祉推進協議会 全体会議

## 2 子ども・子育て支援専門部会委員名簿等

氏名	団体・役職等	備考
川村 武司	民生委員・児童委員、西館野自治会長	会長
中村 智佳子	田子町社会福祉協議会事務局長	副会長
小野寺 圭人	学識経験者	
山沢 稔	協働の町づくり町民会議委員	
小島 寛崇	学識経験者	
池田 良	田子幼稚園長	
浪岡 幸子	田子保育園長	

### 【アドバイザー】

小川 あゆみ	八戸学院大学幼児保育学科准教授	
--------	-----------------	--

### 【参与】

中澤 一郎	住民課長	
三田 浩	住民課福祉グループリーダー	
森 裕一	健康増進課長	
富岡 勝栄	健康増進課健康増進グループリーダー	
河原 理亜子	健康増進課主任保健師	

### 【事務局】

白板 真由美	住民課福祉グループ総括主幹	
北田 騰	住民課福祉グループ主幹	
中村 秀樹	住民課福祉グループ主事	

### 3 田子町保健医療福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、豊かな福祉社会の実現をめざし、町民が相互に理解し合い共に生きる地域社会を創るため、町民の意向に適応した諸施策を協議し、保健、医療、福祉の総合的な推進を図る田子町保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という）を設置し、必要な事項について定めるものとする。

2 この協議会においては、町の地域福祉計画、障害福祉計画及び子ども・子育て支援事業計画を整合性のとれた計画として策定し、また、計画策定後の運営及び進行管理を一体的に推進することを目的とするとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に規定する機能を有するものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健、医療、福祉の総合的な推進のため、諸施策立案に向けた協議に関すること。
- (2) 保健、医療、福祉及び生活関連分野の各関係機関、団体との連携に関すること。
- (3) 地域福祉計画の策定並びに進行管理に関すること。
- (4) 障害福祉計画の策定並びに進行管理に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援事業計画策定並びに進行管理に関すること。
- (6) 町における障害福祉並びに児童福祉施策全般に関すること。
- (7) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(意見の具申)

第3条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、前条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 保健、医療、福祉、教育関係者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 町民
- (4) 学識経験者
- (5) その他、町長が認める者

2 前項の委員の定数は、20名以内とする。

3 協議会にアドバイザーを置くことができるものとする。

4 協議会に参与を置く。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、協議会を招集するときは、町長に通知しなければならない。

3 任期満了等により、新たに委員が委嘱され、会長未決定の時は町長が会議を招集する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が議長となり議事を進める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認める場合は、会議に参加及び委員以外の者の出席を求めることができる。  
(専門部会)

第9条 協議会の円滑な運営とその所掌事務の事前協議を行うとともに、第2条に掲げる各個別計画の策定、見直しのため、必要な専門部会を設置する。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が協議会に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人置き、専門部会委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門部会の種類及び運営について必要な事項は別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

(施行日における委員の特例)

- 2 この要綱の施行日において、田子町地域・障がい・子ども福祉運営協議会委員に委嘱されている委員は、この協議会の委員と読み替えるものとする。

(委員の任期の特例)

- 3 この要綱の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(経過措置)

- 4 第7条の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の協議会の招集は廃止前の田子町地域・障がい・子ども福祉運営協議会長が行う。

(田子町地域・障がい・子ども福祉運営協議会規則の廃止)

- 5 田子町地域・障がい・子ども福祉運営協議会規則(平成25年規則第19号)は、廃止する。

## 4 田子町保健医療福祉推進協議会専門部会運営要領

1 田子町保健医療福祉推進協議会設置要綱第9条の規定に基づく専門部会の種類は次に掲げるものとし、必要に応じて別に専門部会を設けることができるものとする。

- (1) 保健医療専門部会
- (2) 地域福祉専門部会
- (3) 子ども・子育て支援専門部会
- (4) 障害福祉専門部会

2 それぞれの専門部会で協議する事項は次に掲げるものとする。

- (1) 保健医療専門部会
  - ①健康寿命延伸対策に関する事
  - ②糖尿病など田子町の特徴的な疾病の予防対策に関する事
  - ③町内における医療と介護との連携方策に関する事
- (2) 地域福祉専門部会
  - ①地域福祉計画に関する事業実施計画に関する事
- (3) 子ども・子育て支援専門部会
  - ①子ども・子育て事業支援計画策定に関する事
- (4) 障害福祉専門部会
  - ①障害福祉計画策定に関する事
  - ②障害者計画策定に関する事

3 委員はその希望によりいずれかの専門部会に属するものとする。なお、重複して複数の専門部会に属することができるものとする。

4 部会長が必要と認める場合は、会議に担当の参与及び部会委員以外の者の出席を求めることができる。

5 この要領の改廃は、協議会に諮り決定するものとする。

附 則

(施行期日)

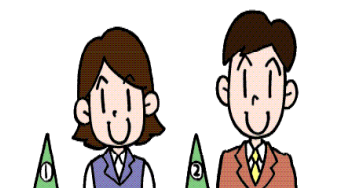
1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

## 5 子ども・子育て支援窓口

### 役場庁舎内

1 住民課福祉グループ 20-7119 (直通)  
田子町大字田子字天神堂平81番地

- 主な業務
  - ① 保育園の児童入退園等に関する事
  - ② 学童保育に関する事
  - ③ 子育てサロンに関する事
  - ④ 児童手当に関する事
  - ⑤ 児童扶養手当に関する事
  - ⑥ 子ども医療費助成
  - ⑦ ひとり親家庭等医療費助成



### せせらぎの郷内

2 健康増進課健康増進グループ 20-7100  
田子町大字田子字前田2番地の1

- 主な業務
  - ① 母子健康手帳交付
  - ② 妊婦委託健康診査費助成
  - ③ 乳児健診
  - ④ こども健診 (1歳6か月児、3歳児)
  - ⑤ こども歯科検診
  - ⑥ 若年生活習慣病予防健診
  - ⑦ 予防接種
  - ⑧ こころが元気になる教室

### 中央公民館内

3 教育課 20-7070  
田子町大字田子字柏木田169番地

- 主な業務 学務グループ
  - ① 児童生徒の就学に関する事
  - ② スクールバスの運行に関する事
  - ③ 学校給食に関する事
- 主な業務 スポーツ・社会教育グループ
  - ① 地域活動に関する事
  - ② 体力づくりに関する事
  - ③ 各種スポーツの普及に関する事
  - ④ 町民のレクリエーションに関する事